

ゆとり



千葉県教育委員会
公立学校共済組合千葉支部

はじめに

退職後の新たな人生のステージを迎えられる皆様は、これまでと違った生活が待っています。今までやってみたいと思っていた事に挑戦したり、趣味や家族との時間を存分に楽しんでいただきたいと思います。

日本は、世界有数の長寿国であり、男性の平均寿命は 81.09 年、女性の平均寿命は 87.14 年となっています。61 歳に退職したとして、20 年以上の人生が続いていくことになります。

退職後に、自分らしく有意義で充実した人生を過ごすことは極めて大切ですが、急激な高齢化などにより年金や医療保険等にも影響を与え、「長寿」の進展は社会的には「長生きのリスク」になってきた感さえあります。

「年金収入を基礎に生活が送れるか」「健康でいられるか」「生きがいをもって過ごせるか」など、第二の人生の扉を前にして、不安の種は尽きないものです。

その不安の解消に向けた手段の一つとして、ライフプラン作りがあります。

いつの時点でも自分の未来を見据えて情報を収集し、計画を立てるということは、リスクマネジメントとしても大変重要なことです。

このたび、ライフプラン作成の一助となるよう、また、退職後の生活にスムーズに移行できるよう、情報をまとめたガイドブック「ゆとり・令和 6 年度版」を作成しました。本冊は退職後もお手元において、必要に応じ御利用いただきたいと思います。

また、「退職前後の諸準備・諸手続（ゆとり・別冊）」は、退職に伴う事務手続き等の手引きとして作成しました。

退職後の長い人生を、健康に留意され、自分らしい生き方を実現し、豊かで実り多いものとされますよう、本冊子を御活用いただければ幸いです。

令和 6 年 12 月

千葉県教育庁企画管理部福利課長

ゆ と り 目 次

第一章 ライフプランづくり

1	心の準備	1
2	日常生活の再点検	2
3	ライフプランづくり	3
	(1) 生きがい～生き生きプラン～	4
	(2) 健康～ヘルスプラン～	9
	(3) 家庭経済～マネープラン～	11

第二章 退職後の医療保険制度

1	退職後の医療保険制度	15
	(1) 就職先の健康保険	17
	(2) 国民健康保険	17
	(3) 任意継続組合員制度（公立学校共済組合）	18
	(4) 家族が加入している健康保険の被扶養者	23
	(5) 後期高齢者医療制度	23
	・保険料及び給付内容	24
	・各種様式と記入例	26
2	退職後の健康管理	34
	・特定健康診査とは	34
	・特定保健指導とは	35
	・共済組合千葉支部が実施する健康管理事業について	36

第三章 年金制度

1	公立学校共済組合から支給される年金	39
2	老齢厚生年金	40
3	障害厚生年金	47
4	遺族厚生年金	55
5	離婚時の年金分割	57
6	年金の調整や支給制限	58
7	国民年金（基礎年金）	62
8	ワンストップサービスについて	66
9	退職後に必要な報告について	67
10	各種再交付・届出について	69

第四章 退職後の互助会事業

1	再任用職員の互助事業	79
	(1) 加入について	79
	(2) 事業内容	80

第五章 税金の基礎知識

1	退職後に気をつけたい税金	81
	(1) 所得税	81
	(2) 住民税	81
	(3) その他	81
2	確定申告と税の相談	83
	(1) 所得税の確定申告	83
	(2) 税金相談	84

第六章 退職後の厚生事業

1	退職後の厚生事業一覧	85
2	「公立共済やすらぎの宿」の利用補助	86
3	宿泊施設特別利用者証	88
4	指定遊園・施設利用補助	90

参 考 ～暮らしの情報～

1	シルバー人材センター	92
2	千葉県ジョブサポートセンター	92
3	地域職業相談室・ふるさとハローワーク	93
4	生涯大学校	94
5	生涯学習情報	94
6	NPO 活動	95
7	ボランティア活動	96
8	公立学校共済組合友の会	96

これからの手続のためのおぼえ

健康保険被保険者証記号番号	記号	番号
介護保険被保険者証番号		
年金証書記号番号		
年金証書記号番号		
基礎年金番号	本人	
	配偶者	
年金受給口座番号等	金融機関名	支店名 口座番号
	郵便局名	記号 番号

【年金受給中の届出・手続・相談窓口】

公立学校共済組合本部 年金相談室 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 2-9-5

TEL 03-5259-1122

市町村役場	〒	
税務署	〒	
福祉事務所	〒	
年金事務所	〒	
生命保険	会社名 保険証券番号	
生命保険	会社名 保険証券番号	
自動車保険	会社名 保険証券番号	
火災保険	会社名 保険証券番号	
傷害保険	会社名 保険証券番号	
互助会、生協等	制度名 加入者番号等	
互助会、生協等	制度名 加入者番号等	

第一章

ライフプランづくり

退職後の人生をいかに有意義に過ごすかは、個人だけでなく、活力ある社会を維持・増進させていく点からも重要です。

これからの新しい「セカンドライフ」を有意義で充実したものにするためには、将来の生活状態や社会の変化を視野に入れながら、自分のライフスタイルに合った生涯生活設計（ライフプラン）をたてる必要があります。

この章では、「豊かなセカンドライフ」の実現に向けたライフプランづくりの心構えについて、説明いたします。



1 心の準備

退職後に控えている長い人生は、一生のうちで最も主体的に生きられる「人生の完成期」です。そこでは、いままでの仕事や、公務員としての生活から解放され、もっと自由に自分自身の本当にやりたいことに取り組む主体的で積極的な個人の生き方ができる時期なのです。

また、退職後に予想できる不安や問題点は、在職中から事前に備えることによって、かなり解消することができます。

2 日常生活の再点検

多くの皆様にとって、退職後の生活は、在職中の生活とは一変したものとなることでしょう。

生活面では、飛躍的に増加する自由時間を前向きに活用するために、自分なりの「生きがい」を見出していくことが大切です。

健康面では、生活パターンの変化に対応しなくてはなりません。

また経済面では、在職中に得ていた収入と比較して、退職後の年金等による収入は、著しく減ることが予想されます。一方、支出の方は在職中と比較して減るという人は少なく、計画的なマネープランが必要になります。

こうした急激な変化にスムーズに対応していくための第一歩は、現在の自分の日常生活を総合的に分析し、課題を明らかにすることです。P13～14のチェックリストを作成してみましょう。また、配偶者の方にも同様に行ってもらいましょう。現在の生活の課題が明らかになることでしょう。



3 ライフプランづくり

ライフプランとは、「生きがい」、「健康」、「家庭経済」を3本柱として、今後の人生を計画的に生きていくためのプランのことであり、近年このライフプランづくりの必要性が高まっています。

わが国の高齢化は、1950年には4.9%であった高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）が、2022年には29.0%となり、更に2040年には約35%になると推計されています。退職後の人生はもはや「余生」ではなく「第2の人生」ととらえなければなりません。ライフプランづくりが必要な理由は、ここにあります。

退職を間近に控えている皆様は、この「第2の人生」を豊かで実り多いものとするために、新たな生きがいを見出し、主体的に健康管理を行い、それらを支える経済的基盤を築かなくてはなりません。そのために必要となる最初の作業が、ライフプランづくりなのです。

※ホテルポートプラザ1Fのライフプランコーナーについては、空調機器の故障により当面の間、休止しています。

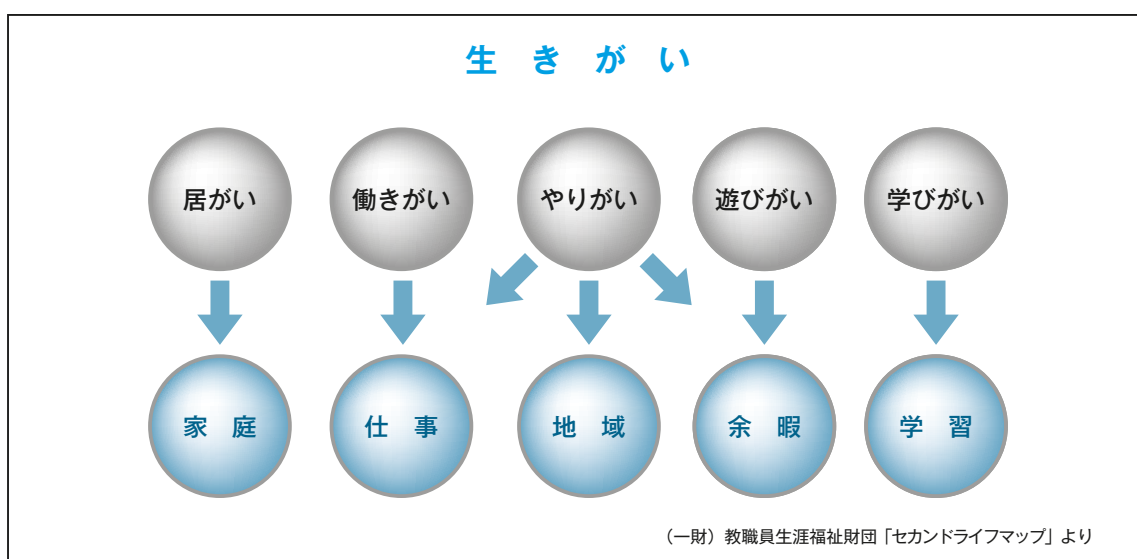
(1) 生きがい ～生き活きプラン～

ア 大切な生きがい

生涯生活設計をたてるにあたって、生きがいについて考えてみると、ある面で生きがいは持続的な喜びであり、また、持続的に幸福感を得られることと言えそうです。

生きがいは、下図のように、「居がい」「働きがい」「やりがい」「遊びがい」「学びがい」に分けることができ、そのバランスが大切といえます。

生きがい要素



イ 自分時間のすすめ

☆仕事時間（20～60歳）

$$10 \text{ 時間} \times 250 \text{ 日} \times 40 \text{ 年} = 10 \text{ 万時間}$$

☆退職後の自由時間（60～80歳）

$$(24 \text{ 時間} - \text{生活必需時間 (10 時間)}) \times 365 \text{ 日} \times 20 \text{ 年} = 10 \text{ 万時間}$$

人生80年として、20歳で就職～60歳を退職とした場合、退職後の自由時間は、およそ40年間の仕事時間に匹敵します。この膨大な自由時間＝自分時間をあなたはどのように過ごしますか？

この10万時間を、いかに豊かなものにするかは、いかに新たな生きがいを見つけに行くかに関わっているといえるでしょう。

自分時間の選択肢

「自分時間」とは、自分のための時間であり、仕事や学校、家事などの日常の義務や責任から解放され、自分の好きなことをするために使える時間です。

「レジャー白書2024」によると、リラックスや癒しを求める旅行や、映画やドラマの視聴、読書、外食、自然や音楽を楽しむ活動が人気であることが分かります。

また、健康やリフレッシュへの関心も高まっており、ウォーキングやドライブなどのアクティビティも人気です。

人々の余暇活動の選択は多様化しており、自分時間に関する活動の幅は、10年前とは想像もつかないほど広がっています。

自由な時間が増える退職後は、余暇活動が必然的に生活の中心となってきます。自分自身の興味や関心を大切に、新たな活動に挑戦することで、余暇における生きがいを高めることができるでしょう。

●余暇活動の参加人口順位

2023 年	
余暇活動種目	参加率 (%)
国内観光旅行（避暑、避寒、温泉など）	48.7
外食（日常的なものは除く）	39.2
動画鑑賞（レンタル、配信を含む）	37.0
読書（仕事、勉強などを除く娯楽としての）	36.3
音楽鑑賞（配信、CD、レコード、テープ、FM など）	34.5
ドライブ	32.7
映画（テレビは除く）／ウォーキング	32.1
複合ショッピングセンター、アウトレットモール	30.8
SNS、ツイッターなどのデジタルコミュニケーション	26.1

資料：「レジャー白書2024」（（公財）日本生産性本部）

ウ 社会に役立つ

社会に役立つ活動とは、ボランティア活動、地域社会活動、NPO活動などが考えられます。これらは、生きがいの中でも、「やりがい」に大きく結びつくものです。また、世代や職業、性別を超えて様々な環境の人と目的を共有し、活動する中で、仕事上培った人間関係とは別の新しい「仲間」が出来ます。

同じ目的意識を持つ仲間と、活動することによって、日々の楽しさも倍加することでしょう。

(ア) ボランティア活動への参加

ボランティア活動は、少子化、高齢化が進む中、誰もが暮らしやすい豊かな社会を目指して、様々な人や団体とつながりネットワークをつくりながら、社会の課題の解決に取り組む活動と言えます。

現在、ボランティア活動の中心は、50歳代、60歳代です。まさに中高年のパワーがボランティアを支えているといえるでしょう。



こうした背景と、市民の社会貢献意識の高まりがあいまって、1998(平成10)年には、ボランティア活動をはじめとする市民運動の重要性が社会的に認知され、ボランティア団体等が法人として活動できるNPO法が施行されたのです。現在では、ボランティア活動の多くは、NPOを通じて行えるようになっています。

NPOの現場では、教職員としての知識、情報、経験が必要とされる場があるはずです。これまでの体験を生かしたライフワークの創造にもつながっていくことでしょう。

(イ) 地域社会活動とは

わが国では、古くから「町内会」や「自治体」などの地縁組織の活動が盛んですが、これらは、一定の地域に居住している住民同士の相互扶助を目的とし、地域内の共益性を重視したものといえます。地域社会活動がボランティア活動・NPO活動と異なる点は、次のとおりです。

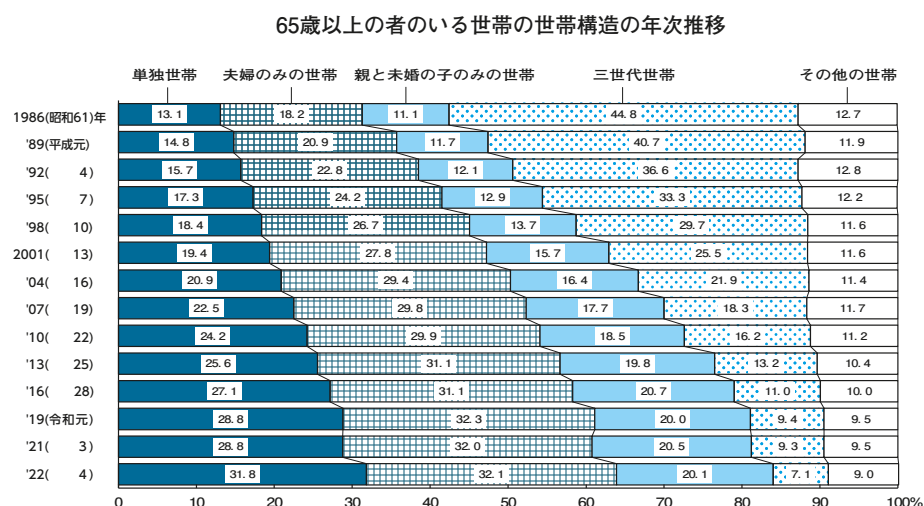


- a 活動の地理的な範囲を絞っている。
- b 自治会や町内会、PTA 活動、地域のお祭りといった当番制や割り当てなどによって持ち回りで行う活動も含まれる。
- c 行政の要請に基づいて民生委員などに就任するような行政ベースの活動も含まれる。
- d 実費弁償や報酬を受ける活動も含まれる。

エ 家族（家庭生活）

家族とは、社会を構成する最も小さな単位であり、個人にとって一番身近な存在といえるでしょう。現在では、家族の在り方も多様化していて、シングルライフの方や、子どもを持たないご夫婦も増えていますが、退職すると生活の拠点は家庭に移ります。家庭の役割についての世論調査を見ると、「家族の団らんの場合」、「休息・やすらぎの場合」という意識が高いようです。そのためにも、家庭の中に自分の居場所をもつことが大切になります。

また、居場所を居心地よくするためにも、家庭での役割を果たすことも大切になります。家事能力を高め参画するとともに、日ごろのコミュニケーションを大切にし、温かみのある家族との関係を築いておきたいものです。



注：1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 2020(令和2)年は、調査を実施していない。
 4) 「親と未婚の子のみの世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみの世帯」及び「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

親と介護

高齢化・核家族化が進んでいる今、多くの人々にとって親の介護は「避けて通れない道」となっています。

50歳代以降は、親の見守りや介護が、家族の中での重要な検討事項となってきます。親が一人暮らしか、高齢の夫婦のみで生活しているケースも多い中、特に遠くで暮らしている場合などは、親の見守りはますます大変なものとなるでしょう。

親が高齢期に入り、特に75歳以上になると、加齢により身体機能が低下するため、健康への十分な留意が必要です。

また、親が介護を要する状態になったときのことを想定し、介護保険制度の内容など介護に関する情報収集をしていれば、いざというときに慌てずに対応できますし、ご自分達の老後の備えにもつながるでしょう。



(2) 健康～ヘルスプラン～

現在、日本は世界有数の長寿国であり、今や人々の関心は、「長生きすること」から、「健康で長生きすること」に広がって来ています。令和5年簡易生命表によると、男性の平均寿命は81.09年、女性の平均寿命は87.14年となっていますが、健康寿命は、それぞれ約10年短いとされています。

「長く健康に生きる」ためには、「バランスのとれた食生活」「適度な運動」「十分な休養（ストレス対策）」の3つのポイントが大切です。また、死亡原因の5割以上を占めている、がんや心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病には、内臓肥満型の肥満、いわゆるメタボリックシンドロームが大きくかかわっており、これを予防するためには、内臓脂肪をためないことが大切です。

また、健康長寿を目指す上で、ロコモティブシンドロームにならないように、高齢者の運動器の健康維持が極めて重要です。

ロコモティブシンドロームとは

運動器官の障害によって、日常生活で人や道具の助けが必要な状態や、その一歩手前の状態をいいます。運動器官とは筋肉、関節、骨など、人が移動するために使う器官のことを指します。筋力が低下したり、関節に疾患があったり、骨がもろくなっていたりすると、運動機能が低下し日常の生活に不便が生じます。

こうした運動機能の低下は高齢期に入ってからではなく、初期症状は40代から始まると言われており、中年期からロコモティブシンドロームを意識し予防する必要があります。

ライフステージを通じた健康づくり

一例ですので、生活スタイルや健康状態に合わせて、お一人お一人が健康づくりに向け目標を設定しましょう。

	高齢期（65歳以上）
特徴	加齢や社会的環境の変化に伴い、身体面のみでなく、こころの面でも不安感・孤独感が生じやすく健康問題が大きくなる時期です。 興味あることに積極的にかかわり、自分にあったやり方で健康づくりを続けることが大切です。
目標	自分なりの、楽しめる健康づくりを見つけ続けましょう。
健康づくりの行動目標例	・年齢にあった栄養バランスに配慮し、楽しく食事する工夫をしましょう。 ・家事や散歩などで意識的に身体を動かしましょう。 ・地域の行事や趣味の会など外へ出る機会を意識して増やしましょう。 ・転倒予防や認知症予防に関心を持ち、自分にできることを始めましょう。 ・喫煙者は禁煙にチャレンジ。 ・飲酒は適正な範囲の量で、休肝日を設けましょう。 ・体調の変化に気をつけ、症状がある時は早めに受診しましょう。 ・治療中の方は確実に受療を続けましょう。 ・年に1回は健康診査やがん検診、歯科健診を受けましょう。

健康ちば21（第2次）資料提供：千葉県健康福祉部 健康づくり支援課

(3) 家庭経済～マネープラン～

豊かでゆとりある生活をしていくうえで、お金は大切なものです。家庭経済の現状について十分に把握し、今後の生活設計を行うことが重要です。

ここ数年、私たちの生活を取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。例えば少子・高齢化の進行のもと、公的年金制度をはじめとする社会保障制度の見直しが進められています。また、金融商品の自由化が進められており、金融商品の多様化が顕著です。今後は金融商品の特性を理解し、今まで蓄積してきた金融資産を安全性に重視しながら「守る」ことが重要になってくるでしょう。

支出という面では、子どもにかかる教育費や住宅ローンの支払いが終了するという人が多い反面、親の介護や医療費、自由時間に費やす出費は増えていきます。

この時期には、その後の老後生活の拠点（現在の自宅、二世帯住宅、夫婦での田舎暮らし、海外生活など）や、生活のしかた（仕事は完全にリタイアし、悠々自適に暮らす、まだまだ働き続ける、起業する、ボランティアをするなど）といった生活のビジョンを明確にしていき、それを具体化するための家庭経済の設計が必要になってきます。

目標を明確にし、老後生活を送るうえでの経済面での裏付けができていれば、将来の見通しが明るくなり、より積極的にこれからの人生に取り組むことができるでしょう。

老後の資金

上記のことを踏まえて、人生を終えるまでの資金がいくらかい必要になるのか、モデルケースで考えてみましょう。

例えば、61歳で退職後の24年間（85歳まで）、同年齢の夫婦2人でややゆとりのある月間約36万円の生活費で生活していくとすると、生涯生活費は、約1億400万円となります。

$$36\text{万円} \times 12\text{ヶ月} \times 24\text{年} = \text{約} 1\text{億} 400\text{万円}$$

夫の老齢厚生年金を年額160万円（65歳から支給）、夫と妻の老齢基礎年金を70万円（65歳から支給）とすると、85歳までの年金の受取総額は、6,000万円となります。

夫の老齢厚生年金 $160\text{万円} \times 20\text{年} = 3,200\text{万円}$

夫の老齢基礎年金 $70\text{万円} \times 20\text{年} = 1,400\text{万円}$

妻の老齢基礎年金 $70\text{万円} \times 20\text{年} = 1,400\text{万円}$

合計 6,000万円

差額の△4,400万円に退職手当（2,000万円と仮定）を加えても、2,400万円足りない計算になります。

また、夫婦とも共済年金に加入している世帯やシングルライフの方は、異なったプランニングとなるでしょう。

このように、老後生活に必要な月間ベースのイメージを持ち、公的年金や退職手当を考慮しながら、計画を立てることは非常に重要です。

○日常生活の課題

退職後の生活にスムーズに移行するための第一歩は、現在の生活を点検することです。

下記の設問に対してあてはまるものにチェックして、合計を出してください。

このシートは、配偶者（家族）とともに作成してください。

（チェックリスト）

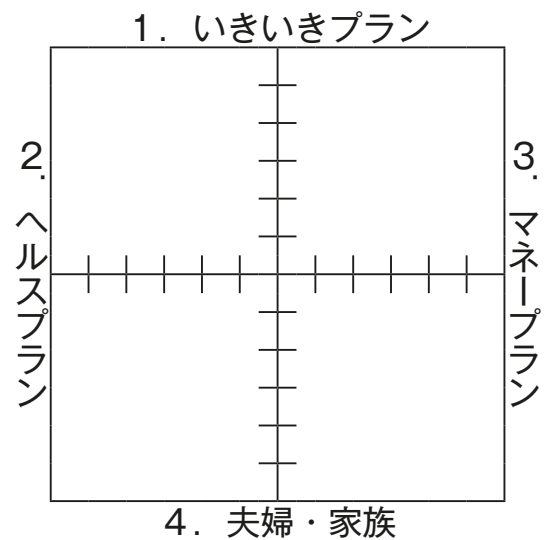
1. いきいきプラン	本 人	配偶者
①自分があと何年生きられるか考えたことがある。	()	()
②自分の生きがいとは何か、はっきり言える。	()	()
③退職後に何をしたいかわかっている。	()	()
④仕事関係以外に、友人がいる。	()	()
⑤地域で行われている活動を知っている。	()	()
チェックの合計	()	()

2. ヘルスプラン	本 人	配偶者
①規則正しい食事を心掛けている。	()	()
②適度に運動するよう心掛けている。	()	()
③十分に睡眠をとるようにしている。	()	()
④飲酒や、喫煙を減らすよう心掛けている。	()	()
⑤退職後の健康診断の受診方法を知っている。	()	()
チェックの合計	()	()

3. マネープラン	本 人	配偶者
①総資産がいくらか知っている。	()	()
②毎月、毎年の収支状況を計算したことがある。	()	()
③退職後の収支状況を計算したことがある。	()	()
④退職手当がいくら出るか知っている。	()	()
⑤退職後のかかる税金がいくらくらいか知っている。	()	()
チェックの合計	()	()

4. 夫婦・家族	本 人	配偶者
①家族みんなで過ごす時間がある。	()	()
②退職後の、家族の将来像がある。	()	()
③配偶者が、退職後にどういう生活をしたいか知っている。	()	()
④配偶者と一緒にやりたいことがある。	()	()
⑤子供の生活設計を知っている。	()	()
チェックの合計	()	()

チェックした各項目の合計数を軸の上にマークし、各マークを結んで四角形を作ってみましょう。(配偶者の方は、別の色で作成しましょう。)



○日常生活の課題

これまでのチェックで浮き彫りになった課題を書き出してみましょう。

次に、その課題を解決するために明日からすぐ実行することを記入しましょう。

項 目	課 題	明日からすぐ実行すること
いきいきプラン		
ヘルスプラン		
マネープラン		
夫婦・家族		

第二章

退職後の医療保険制度

1 退職後の医療保険制度

共済組合員が退職したときは、その翌日から組合員の資格を喪失しますが、日本では、国民皆保険制度をとっていますので、退職後もいずれかの医療保険に加入する必要があります。

そこで、退職後に医療給付を受けるにはどうしたらよいかを、次のとおり図示しました。どの医療保険制度に加入するかは、一人一人のおかれている諸条件により異なります。自分の健康保険がどうなるか、確かめておく必要があります。

令和6年12月2日に現行の健康保険証（組合員証を含む）の発行は終了し、マイナンバーカードを健康保険証として利用することを基本とする仕組みになりました。

資格情報等の確認は、マイナポータル若しくは組合員資格取得後に発行される資格情報のお知らせを参照してください。

なお、マイナ保険証（健康保険証利用登録されたマイナンバーカードをいう。）をお持ちでない組合員等については、「資格確認書」が発行されますので、そちらを確認してください。

令和6年12月1日時点で有効な健康保険証は、令和6年12月2日以降最大で1年間有効とする経過措置が設けられています。

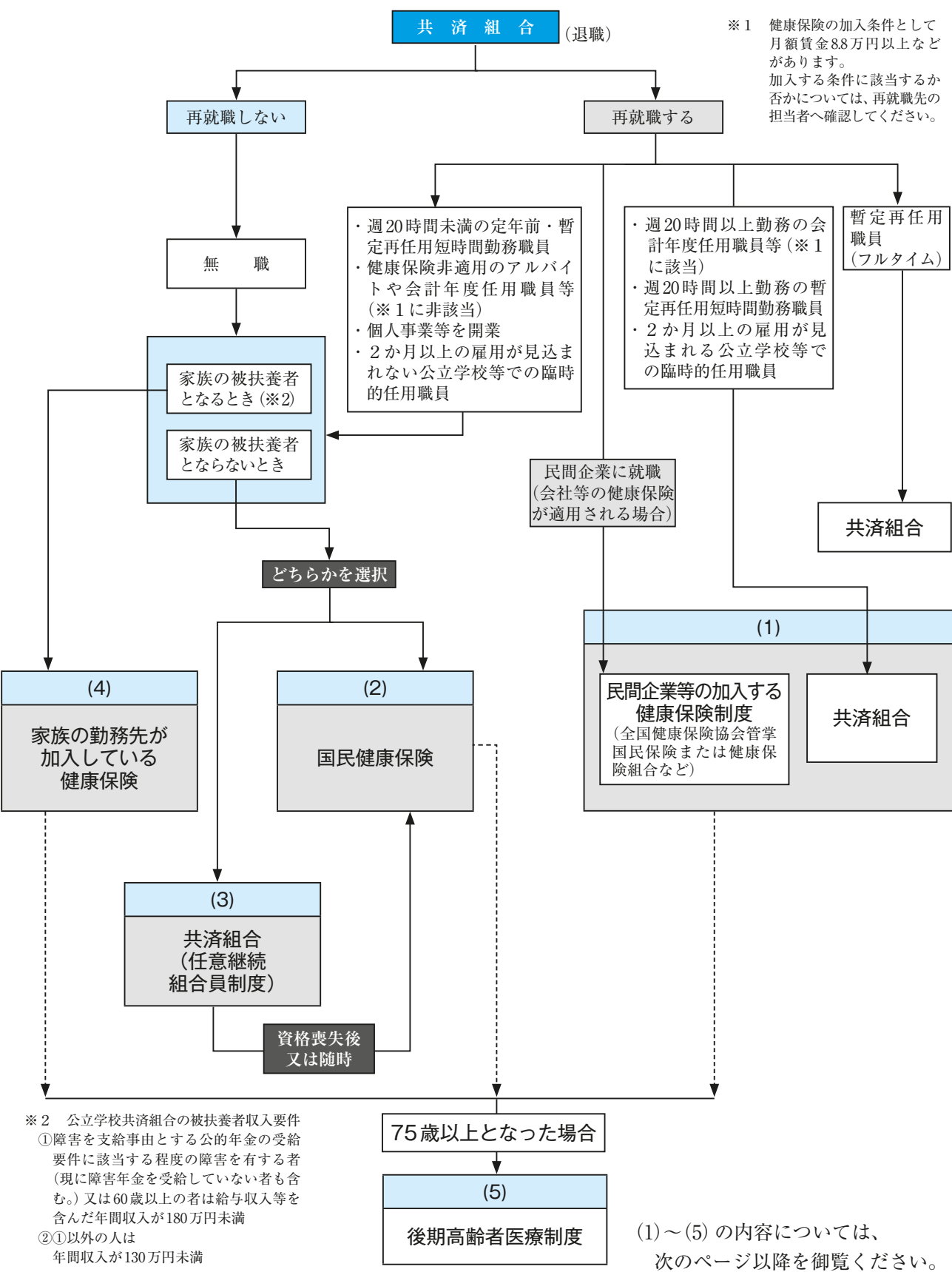
詳しくは、厚生労働省 web サイトで確認いただけます。



国民皆保険制度

マイナンバーカード 保険証利用 検索

退職後の健康保険制度



令和6年12月時点の情報を掲載しています。退職後新たに仕事を始める場合には、勤務先（事業主等）に自分が健康保険に加入するの可否を確認の上、手続きを進めてください。

(1) 就職先の健康保険

公立学校等に再就職をした方は、勤務条件により加入する健康保険が変わりますので、P16を確認してください。公立学校以外の事業所に再就職した方は、就職先の加入する保険の資格を取得します。再就職先が健康保険制度に加入していない場合は、公立学校共済組合の任意継続組合員になるか市区町村の国民健康保険に加入することになります。

ア 加 入 手 続

再就職先で手続きを行ってください。

イ 保険料及び給付内容

再就職先で確認してください。

(2) 国民健康保険

「再就職をして就職先の健康保険等に加入する方」、「任意継続組合員になる方」、「家族が加入している健康保険の被扶養者になる方」又は、「75歳以上の方」を除いた全ての方は、市区町村の国民健康保険に加入することになります。

なお、任意継続組合員の期間（最長2年間）が終了したあとは、「再就職先の健康保険に加入する方」、「家族が加入している健康保険の被扶養者になる方」及び「75歳以上の方」を除き、国民健康保険に加入することになります。

ア 加 入 手 続

事由発生時から14日以内に、居住地の市区町村の国民健康保険担当課へ申し込みが必要となります。国民健康保険では家族一人一人が被保険者となりますが、加入の届出は、世帯ごとに世帯主が行います。

また、加入には、当共済組合員資格喪失証明書が必要となりますので、各所属所の事務担当者までお問い合わせください。

イ 保険料及び給付内容

P24～25に比較一覧を記載してあります。

(3) 任意継続組合員制度（公立学校共済組合）

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方^{※1}は、退職後2年間は在職中とほぼ同様の給付が受けられる「任意継続組合員」になることができます。国民健康保険に加入するか、任意継続組合員になるかは、保険料、給付内容を比較検討した上で決定してください。

※1 組合員種別（一般・短期等）は問いません

ア 加 入 手 続

任意継続組合員になることを希望する方は、「任意継続組合員申出書」を退職時の所属所を経由して共済組合に提出してください。提出された方から順次、初回掛金の振込用紙を送付しますので、退職の日から起算して20日以内^{※2}（令和7年3月31日退職の場合は、令和7年4月21日（月）まで）に振込みをしてください。振込みが確認できた方には、資格情報のお知らせ（マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書）を送付します。（2回目以降は口座振替）

※2 20日目が休日の場合は翌営業日

イ 保険料及び給付内容

P24～25に比較一覧を記載してあります。

ウ 掛 金

任意継続組合員となった日の属する月から、任意継続組合員でなくなる日の属する月の前月まで、掛金を納入することになります。ただし、任意継続組合員となった日の属する月と同一月に任意継続組合員でなくなる場合は、その月の掛金は徴収します。（同一月に公立学校共済組合に再就職する場合を除く。）

なお、40～64歳の方は、併せて介護保険の掛金も納入することになります。



(ア) 掛金の算出方法（令和 6 年度の場合）

①

②

掛金の基礎となる額 × 掛金率 = 掛金（月額）

掛金の基礎となる額 (a. b) のうち少ない額) ①	掛金率※注 ②	
a. 退職時の標準報酬月額	40 ～ 64 歳	65 歳以上 39 歳以下
b. 組合員の標準報酬月額の平均額 (令和 6 年度は、380,000 円)	$\frac{109.12}{1,000}$ 短期掛金率 $\frac{93.20}{1,000}$ 介護掛金率 $\frac{15.92}{1,000}$	$\frac{93.20}{1,000}$ (介護掛金は 徴収しません)

(注) 掛金率は令和 6 年度のものであり、変更される場合があります。

<例>①の額がb. (380,000 円) の場合の月額掛金 (40 ～ 64 歳)

(a) 短期任意継続掛金

$$380,000 \text{ 円} \times \frac{93.20}{1,000} = 35,416 \text{ 円 (円位未満切捨)}$$

(b) 介護任意継続掛金

$$380,000 \text{ 円} \times \frac{15.92}{1,000} = 6,049 \text{ 円 (円位未満切捨)}$$

(c) (a) の額 + (b) の額 = 任意継続掛金 (月額)

$$35,416 \text{ 円} + 6,049 \text{ 円} = 41,465 \text{ 円}$$

(参考) 標準報酬月額ごとの掛金額／月

標準報酬月額	短期掛金額①	介護掛金額②	① + ②	標準報酬月額	短期掛金額①	介護掛金額②	① + ②
：	：	：		180,000	16,776	2,865	19,641
410,000	35,416	6,049	41,465	170,000	15,844	2,706	18,550
380,000	35,416	6,049	41,465	160,000	14,912	2,547	17,459
360,000	33,552	5,731	39,283	150,000	13,980	2,388	16,368
340,000	31,688	5,412	37,100	142,000	13,234	2,260	15,494
320,000	29,824	5,094	34,918	134,000	12,488	2,133	14,621
300,000	27,960	4,776	32,736	126,000	11,743	2,005	13,748
280,000	26,096	4,457	30,553	118,000	10,997	1,878	12,875
260,000	24,232	4,139	28,371	110,000	10,252	1,751	12,003
240,000	22,368	3,820	26,188	104,000	9,692	1,655	11,347
220,000	20,504	3,502	24,006	98,000	9,133	1,560	10,693
200,000	18,640	3,184	21,824	88,000	8,201	1,400	9,601
190,000	17,708	3,024	20,732	：	：	：	：

※令和 6 年度の掛金率等で計算したものです。

前納による割引については、P20 ～ 21 を参考にしてください。

(イ) 払込方法

掛金は、①月払い、②6か月前納、③12か月前納の3つの方法の中から選択して納入することになります。

②、③の前納の場合は、割引が適用され、さらに掛金未納による資格喪失を防ぐこともできます。

払込方法は、加入時に選択していただき、以後変更することはできませんので、十分検討の上、決定してください。

(※) 10日が口座振替日ですが、その日が金融機関の休日の場合は翌営業日が振替日になります。

払込方法	7年度	口座振替日	8年度	口座振替
① 月払い	4月分+5月分		4月分～3月分	毎月10日※
	6月分～3月分	7年5月12日 以降毎月10日※		
② 6か月前納 (半期払い)	4月分～9月分		4月分～9月分	8年3月10日
	10月分～3月分	7年9月10日	10月分～3月分	8年9月10日
③ 12か月前納 (年払い)	4月分～3月分		4月分～3月分	8年3月10日

なお、 部分(加入後最初の掛金の支払い)は口座振替ができませんので共済組合から送られる振込用紙により振込みをしてください。振込用紙は「任意継続組合員申出書」が提出された方から順次発送しますので退職の日から起算して20日以内(令和7年3月31日退職の場合は、令和7年4月21日まで)に振込手続きをお願いします。

また、 部分については前納割引が適用されます。

前納の場合の掛金一覧

前納期間(月)	掛 率	前納期間(月)	掛 率
1	0.9967369	7	6.9092282
2	1.9902215	8	7.8834200
3	2.9804642	9	8.8544329
4	3.9674757	10	9.8222773
5	4.9512666	11	10.7869636
6	5.9318472	12	11.7485020

＜例＞（ア）で求めた月額掛金額が41,465円の場合の年間掛金額

(a) 月払いを選んだ場合

$$44,465 \text{ 円} \times 12 \text{ か月} = 497,580 \text{ 円}$$

(b) 12 か月前納を選んだ場合

前納に係る任意継続掛金の額は、前納に係る期間の各月の任意継続掛金の合計額から、その期間の各月の任意継続掛金の額を年4%の利率による複利現価法によって前納に係る期間の最初の月から当該各月までのそれぞれの期間に応じて割り引いた額の合計額を控除した額とします。(円未満四捨五入)

短期掛金額×掛率

$$35,416 \times 11.7485020 = 416,085$$

介護掛金額×掛率

$$6,049 \times 11.7485020 = 71,067$$

短期任意継続掛金＋介護任意継続掛金

$$416,085 + 71,067 = 487,152$$

月払い掛金額 497,580 － 12 か月前納掛金額 487,152

$$= \underline{10,428 \text{ の割引が適用される}}$$

エ 住所及び氏名の変更

住所及び氏名の変更がある場合は、登録事項変更申告書 (P28) を提出してください。

オ 資 格 喪 失

任意継続組合員は、次のいずれかに該当することとなったときは、その翌日((エ)に該当することとなったときは、その日)からその資格を喪失することとなりますので、「任意継続組合員資格喪失申出書兼任意継続掛金還付請求書 (P30)」を早急に提出してください(ただし、(ア)の場合は提出不要)。資格喪失後の掛金を払い込んでいる場合は、その掛金を還付します。

(ア) 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき。

(イ) 死亡したとき。

(ウ) 任意継続掛金(初めて払い込むべき任意継続掛金を除く。)をその払込期日ま

でに払い込まなかったとき。

(エ) 組合員（他の法律に基づく共済組合で、短期給付に相当する給付を行うものの組合員その他健康保険又は船員保険の被保険者を含む。）となったとき。

(オ) 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を公立学校共済組合に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき。

なお、希望された方へ任意継続組合員資格喪失証明書を送付します。国民健康保険に加入する際に持参して、市区町村の国民健康保険担当課で加入手続きをしてください。

カ 任意継続組合員申出書の取り下げ

任意継続組合員申出書を提出した者が、退職日の翌日以降、次のいずれかに該当することになったときは速やかに「任意継続組合員申出書の取り下げ申請書兼任意継続掛金返還請求書（P32）」を提出してください。

(ア) 退職日の翌日から再就職し、再就職先の健康保険の被保険者になるとき。

(イ) 「退職日の翌日から国民健康保険に加入する」又は「家族が加入する健康保険の被扶養者になるとき」

(ウ) その他の理由で任意継続組合員の加入を辞退するとき。

すでに掛金を払い込んでいる場合は、その掛金を全額返還します。

(4) 家族が加入している健康保険の被扶養者

家族が加入している健康保険の被扶養者としての認定要件に該当していれば、その健康保険の被扶養者となることができます。

ただし 75 歳以上の方は、(5) の後期高齢者医療制度の対象となるため、75 歳の誕生日以降は被扶養者となることはできません。



ア 手 続

家族の勤務先の保険者に確認の上、必要な手続きを速やかに行ってください。

なお、被扶養者となれば、本人は国民健康保険等への加入の必要はなくなります。

イ 保険料及び給付内容

被扶養者となれば保険料を納める必要はありません。

なお、給付内容は保険者によって異なりますので、各々確認してください。

(5) 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、(1) ～ (4) の各健康保険制度とは別の医療保険制度となるため、これまで家族の被扶養者となっていた方についても、被扶養者としての認定は取消となり、75 歳の誕生日（一定の障害のある 65 歳以上 75 歳未満の方は認定日）から、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

後期高齢者医療制度は、都道府県ごとに設立された広域連合が実施主体となり、加入者が納入する保険料のほか、国、地方公共団体及び 75 歳未満の方が加入する各健康保険の負担でまかなわれます。



ア 手 続

お住まいの市区町村へ確認してください。

イ 給 付 内 容

一定以上の所得がある方は 2 割ないし 3 割、それ以外の方は 1 割を窓口で負担します。

保険料及び給付内容（令和6年度）（注1）

給付種類別	公立学校共済組合 (任意継続組合員)	国民健康保険
保険料（掛金） ※掛金率は令和6年度 のものであり、変更さ れる場合もあります。	(掛金) ・ 40 ～ 64 歳 掛金の基礎となる額の 1000 分の 109.12 ・ 65 歳以上、39 歳以下 掛金の基礎となる額の 1000 分の 93.20	(保険料又は保険税) ・ 市区町村により異なり、所 得割・資産割・均等割・平 均割の合計
療養の給付（保険者負担） ----- 医 療 費	共済負担分 { 入院 7 割 外来 7 割	国保負担分 { 入院 7 割～8 割 外来 7 割～8 割
(一部負担金払戻金)	・ 一部負担金から 25,000 円を控除した額 を給付（100 円未満切捨） ・ 高額療養費の給付がある場合は、一部負 担金から高額療養費及び 25,000 円を控 除した額を給付 (100 円未満切捨)	※上記負担割合は年齢等に応じて異 なる
家族医療費 (保険者負担)	共済負担分 { 入院 7 割～8 割 外来 7 割～8 割 ※上記負担割合は年齢等に応じて異なる	
(家族療養費附加金)	・ 自己負担額から 25,000 円を控除した額 を給付（100 円未満切捨）	
高額療養費 ^(注2)	所得区分「ウ」の場合、掛金の標準となっ た額（標準報酬月額等 28 万～50 万円） ・ 自己負担金－ {80,100 円＋ (総診療費－267,000 円) × 0.01} ※所得区分により算定方法（高額療養費額）は異なる	所得区分「ウ」の場合、（年間 所得 210 万～600 万円以内） ・ 自己負担金－ {80,100 円＋ (総診療費－267,000 円) × 0.01} ※所得区分により算定方法（高額療養費 額）は異なる
出産費	・ 488,000円を給付 ・ 産科医療補償制度に加入する医療機関 で出産した場合は500,000円	・ (出産育児一時金) 市区町村が定める額 (各自で確認してください)
(出産費附加金)	・ 50,000 円を給付	
家族出産費	・ 488,000円を給付 ・ 産科医療補償制度に加入する医療機関 で出産した場合は500,000円	
(家族出産費附加金)	・ 50,000 円を給付	

給付種別	公立学校共済組合 (任意継続組合員)	国民健康保険
埋葬料	・ 50,000 円を給付	・ (葬祭費) 市区町村が定める額 (各自で確認してください)
(埋葬料附加金)	・ 25,000 円を給付	
家族埋葬料	・ 50,000 円を給付	
(家族埋葬料附加金)	・ 25,000 円を給付	
弔慰金	・ 掛金の標準となった額 (標準報酬月額等) を給付	
家族弔慰金	・ 掛金の標準となった額 (標準報酬月額等) × 70/100 を給付	
災害見舞金	・ 災害の程度に応じて ^(注3) 定められた月数 × 掛金の標準となった額 (標準報酬月額等) を給付	
傷病手当金 ^(注4)	・ 1 日につき標準報酬日額 × 2/3 を 1 年 6 か月 (結核性の病気の場合は 3 年間) 給付 ただし、障害厚生年金等を受給している場合はその額を控除する	・ 市区町村により支給しているところがある。 (各自で確認してください)
(傷病手当附加金)	・ 退職後は支給していない	
休業手当金	・ 支給していない	

(注1) ここに記載してある内容は令和6年12月時点のものであり、今後の法改正等により内容の一部に変更が生じる場合があります。

(注2) 入院時の高額療養費に関する「公立学校共済組合限度額適用認定証」を申請する場合は、公立学校共済組合限度額適用認定申請書 (P26) を提出してください。

(注3) 水震火災その他非常災害により住居又は家財に 1/3 以上の損害を受けたとき給付します。災害の状況により給付額が異なるため、事前に給付・年金班に確認してください。

(注4) 退職時に傷病手当金を受けているか、給料が減額されていなかったために傷病手当金を受けないままに退職し、なお引き続き労務に服することができない場合に給付します。

公立学校共済組合限度額適用認定申請書

マイナ保険証を使用する場合は、本申請は不要です。

公務（労務）又は通勤災害に該当する方は、組合員証等及び限度額適用認定証は使用できません。

交通事故等で第三者の行為により負傷し、限度額適用認定証を使用する場合は、共済組合に届出が必要です。

組合員証の記号番号	公立千 N		所属コード		
組 合 員 氏 名			性別	男・女	
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日				
所 属 機 関	名称				
	所在地				
	電話番号				
標準報酬月額			円		
適用対象者氏名		性別	男・女	組合員との続柄	
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日				
入院・外来期間 (予定)	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで				
申請のあった日の前月以前の 病院への医療費の支払の有無	支払無 令和 年 月分～令和 年 月分 までの医療費の支払いをしていない。			支払済 申請日の前月以前の医療 費の支払いをしている	
上記のとおり公立学校共済組合限度額適用認定証の交付を申請します。 公立学校共済組合 千葉支部長 様 令和 年 月 日 組合員 住 所 氏 名					
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 令和 年 月 日 所属機関の長 職 名 氏 名					

①限度額適用認定証は原則、登録している住所へ送付いたしますが、他の送付先を希望される場合は、送付先をご記入ください。

(送付先住所〒宛先名)

②組合員が住民税非課税の場合、申請用紙が異なります。(限度額適用・標準負担額減額認定申請書による申請のため、共済組合にご連絡ください。)

③任意継続組合員は、所属コード、所属機関、標準報酬月額、所属機関の長の欄は記載不要です。
(任意継続組合員の所得区分は、掛金の標準となった額により算定いたします。)

公立学校共済組合限度額適用認定申請書

マイナ保険証を使用する場合は、本申請は不要です。

公務（労務）又は通勤災害に該当する方は、組合員証等及び限度額適用認定証は使用できません。

交通事故等で第三者の行為により負傷し、限度額適用認定証を使用する場合は、共済組合に届出が必要です。

組合員証の記号番号	公立千 N 250000		所属コード		
組合員氏名	千葉 太郎		性別	男・女	
生年月日	昭和・平成 ○○年 5月 23日				
所属機関	名称	●公務（労働）又は通勤災害に該当する方は、組合員証等及び限度額適用認定証は使用できません。			
	所在地				
	電話番号				
標準報酬月額			円		
適用対象者氏名	千葉 花子	性別	男・女	組合員との続柄	妻
生年月日	昭和・平成 ○○年 6月 13日				
入院・外来期間（予定）	令和××年 7月 9日から令和××年 8月 5日				
申請のあった日の前月以前の病院への医療費の支払の有無	支払無 令和××年 7月分～令和××年 7月分までの医療費の支払いをしていない。		支払済	申請日の前月以前の医療費の支払いをしている	
上記のとおり公立学校共済組合限度額適用認定証の交付を申請します。 公立学校共済組合 千葉支部長 様 令和 ××年 8月 2日 組合員 住所 千葉市中央 氏名 千葉 太郎					
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 令和 年 月 日 所属機関の長 職名 氏名					

未定や空欄ではなく、期間を必ず記入してください。

●原則、申請のあった日（共済組合に申請書が届いた日）の属する月の初日から発行します。医療機関に対する支払いを保留している等、申請のあった日の前月以前に未支払いの期間がある場合は、その期間をご記入ください。

例：入院期間 7/9～8/5
 本人が申請した日→8/2
 申請のあった日（申請書が共済組合に届いた日）→8/4

原則、申請のあった日の属する月の1日、つまり8/1からの限度額証しか発行出来ません。7月の支払を病院で保留している場合、ここに記入することにより、特例として7月1日から有効の限度額証を発行できます。

こちらの①～③についても必ずご覧ください。

①限度額適用認定証は原則、登録している住所へ送付いたしますが、他の送付先を希望される場合は、送付先をご記入ください。

（送付先住所 宛先名 ）
 ②組合員が住民税非課税の場合、申請用紙が異なります。（限度額適用・標準負担額減額認定申請書による申請のため、共済組合にご連絡ください。）

③任意継続組合員は、所属コード、所属機関、標準報酬月額、所属機関の長の欄は記載不要です。（任意継続組合員の所得区分は、掛金の標準となった額により算定いたします。）

登録事項変更申告書

(注)

- 28 —

任意継続組合員
任意継続組合員被扶養者 登録事項変更申告書

組合員氏名	山田 太郎		変更理由	住所変更		変更する者	
組合員番号	N250000		発生年月日	令和 7 年 5 月 1 日		組合員	被扶養者
変更事項	旧	氏 名		性 別			
		フリガナ	氏	名		男・女	
		漢 字					
		郵便番号		住 所 (都道府県名から記入)			
		1 0 1 — 0 0 6 2	東京都 千代田区 神田駿河台 2-9-5				
	市町村コード	(フリガナ) トウキョウト チヨダク カンダスルガダイ 2-9-5					
	その他						
	新	氏 名		性 別			
		フリガナ	氏	名		男・女	
		漢 字					
郵便番号		住 所 (都道府県名から記入)					
2 6 0 — 0 8 5 5		千葉県 千葉市 中央区 市場町 3-3					
市町村コード	(フリガナ) チバケン チバシ チュウオウク イチバチョウ 3-3						
その他							

上記のとおり申告します。

公立学校共済組合千葉支部長 様

電話番号 043-233-4321

令和 7 年 5 月 8 日

住所 〒260-0855 千葉市中央区市場町 3-3

申告者

氏名 山田 太郎

(注)

- 「変更する者」欄は、該当項目を○で囲んでください。
- 変更しようとする事項についてのみ、変更前の内容を「旧」欄に、変更後の内容を「新」欄に記入してください。
(ただし、被扶養者の登録事項を変更するときは、該当者の氏名も「旧」の「氏名」欄に記入してください。)
- 住所変更のみの場合を除き、資格確認書を添付してください(発行されている方のみ)。

任意継続組合員資格喪失申出書 兼 任意継続掛金還付請求書

任意継続組合員 記号番号	公立千N						氏名	
退職年月日	令和 年 月 日 (任意継続組合員の資格取得年月日の前日)							
資格喪失年月日	令和 年 月 日							

資格喪失理由 (該当する番号を○で囲んでください)	添付書類
1. 再就職し、再就職先の健康保険の被保険者となった 【加入年月日】 令和 年 月 日 【健康保険の名称】 _____	○就職先で交付された資格情報のお知らせ 又は資格確認書の写し ※公立学校共済組合千葉支部に加入の場合は不要 ○任意継続組合員の資格確認書 (発行されている方のみ)
2. 国民健康保険に加入する 又は 家族が加入する 健康保険の被扶養者になる ※ 資格喪失日は、この申出書を共済組合が受理した日の 属する月の翌月の初日です。	○任意継続組合員の資格確認書 (発行されている方のみ) 資格喪失日以降、速やかに当支部に 返納してください。
3. 任意継続組合員が死亡した 【死亡年月日】 令和 年 月 日	○死亡日が分かる書類の写し ○相続人が還付請求する場合は、請求者が先 順位の相続人であることが分かる書類(戸籍 謄本の写し) ○任意継続組合員の資格確認書 (発行されている方のみ)

資格喪失証明書の発行希望について	希望する ・ 希望しない
------------------	--------------

還付の対象 となる前納掛金	※支部記入欄 令和 年 月から令和 年 月まで(計 ヶ月分)
還付請求金額	※支部記入欄 円

還付先の口座を○で囲んでください。(還付が発生しない場合もあります。)
※記入がない又は2を選択し未登録だった場合は、「1. 口座振替兼給付金受取口座」に還付します。

還付先口座	1. 口座振替兼給付金受取口座(申し出された千葉銀行口座)			
	2. 公金受取口座(公的給付支給等口座)			
	3. 指定口座(下記に記入してください。)			
	銀行	支店	預金種別	普通
	口座番号		口座名義人(カナ)	

地方公務員等共済組合法第144条の2第5項の規定により、任意継続組合員でなくなることを申し出ます。
また、任意継続組合員の資格喪失に伴い、掛金の還付を請求します。

公立学校共済組合千葉支部長 様

〒

令和 年 月 日

申出者
兼
請求者

住所
氏名

(任意継続組合員との続柄:)

電話

- -

任意継続組合員資格喪失申出書 兼 任意継続掛金還付請求書

任意継続組合員 記号番号	公立千N	6桁の数字を記入	氏名	公立 千葉
退職年月日	令和 7 年 3 月 31 日 (任意継続組合員の資格取得年月日の前日)			
資格喪失年月日	資格喪失日を記入、不明な場合は、空欄可			

資格喪失理由 (該当する番号を○で囲んでください)	添付書類
1. 再就職し、再就職先の健康保険の被保険者となった 【加入年月日】 令和 7 年 7 月 1 日 【健康保険の名称】 ○○健康保険組合	○就職先で交付された資格情報のお知らせ又は資格確認書の写し ※公立学校共済組合千葉支部に加入の場合は不要 ○任意継続組合員の資格確認書(発行されている方のみ)
2. 国民健康保険に加入する 又は 家族が加入する 健康保険の被扶養者になる ※ 資格喪失後、属する月の1日以前	○任意継続組合員の資格確認書(発行されている方のみ) 資格喪失日以降、速やかに当支部に返納してください。
3. 任意継続組合員が死亡した 【死亡年月日】 令和 年 月 日	○死亡日が分かる書類の写し ○任意継続組合員の資格確認書(発行されている方のみ) 喪失理由が「2. 国保加入又は家族の被扶養者になる」場合は必要となります。

資格喪失証明書の発行希望について	☒ 希望する ・ 希望しない
------------------	---

還付の対象となる前納掛金	※ 支部で未経過部分を計算するため記入不要
還付請求金額	※

還付先の口座を○で囲んでください。(還付が発生しない場合もあります。)
 ※記入がない又は2を選択し未登録だった場合は、「1. 口座振替兼給付金受取口座」に還付します。

1. 口座振替兼給付金受取口座 (申し出された千葉銀行口座)	
2. 口座受取口座 (公的給付支給等口座)	
原則、「1」又は「2」を還付先口座として選択すること。 やむを得ない場合により「3」を希望される場合は、銀行名・支店名・口座番号・口座名義人(カナ)を記入すること。	
口座番号	口座名義人(カナ)

地方公務員等共済組合法第144条の2第5項の規定により、任意継続組合員でなくなることを申し出ます。
 また、任意継続組合員の資格喪失に伴い、掛金の還付を請求します。

公立学校共済組合千葉支部長 様

令和 7 年 7 月 15 日

請求書提出年月日を記入

申出者
兼
請求者

〒 260 - 〇△×□
 住所 千葉市中央区市場町〇-△
 氏名 公立 千葉

(任意継続組合員との続柄 本人)

電話 043 - 223 - 〇△×□

任意継続組合員申出書の取り下げ申請書 兼 任意継続掛金返還請求書

組 記 号 番 号	員 号	公立千								氏名	
退 職 年 月 日	令和 年 月 日										
退 職 時 の 所 属 所											

取 り 下 げ の 理 由 (該当する番号を○で囲んでください)	添付書類
1. 退職日の翌日から再就職し、再就職先の健康保険の被保険者となるため 【健康保険の名称】 _____ 2. 退職日の翌日から国民健康保険に加入する 又は 家族が加入する 健康保険の被扶養者になるため 3. その他 ()	○任意継続組合員の資格確認書（発行されている方のみ）

返 還 の 対 象 となる前納掛金	※支部記入欄 令和 年 月から令和 年 月まで（計 ヶ月分）
返 還 請 求 金 額	※支部記入欄 円

返還先の口座を○で囲んでください。（返還が発生しない場合もあります。）
 ※記入がない又は2を選択し未登録だった場合は、「1. 口座振替兼給付金受取口座」に返還します。

返還先口座	1. 口座振替兼給付金受取口座（申し出された千葉銀行口座）			
	2. 公金受取口座（公的給付支給等口座）			
	3. 指定口座（下記に記入してください。）			
	銀行	支店	預 金 種 別	普 通
	口座番号		口座名義人(カナ)	

私は、任意継続組合員となることを希望しましたが、上記の理由により申し出を取り下げします。
 また、払い込み済の掛金がある場合は、返還を請求します。

公立学校共済組合千葉支部長 様 千

住所

令和 年 月 日

申請者
兼
請求者 氏名

電話 - -

＝注意事項＝

○本申請書の取下げはできませんので、よく確認した上で提出してください。
 ○任意継続組合員（被扶養者）の資格取得日以降に医療機関等を受診されている場合、医療費の返還が生じる可能性があります。

任意継続組合員申出書の取り下げ申請書 兼 任意継続掛金返還請求書

組 記 号 番 員 号	公立千	8桁の数字を記入	氏名	公立 千葉
退 職 年 月 日	令和 7 年 3 月 31 日			
退 職 時 の 所 属 所	千葉県立〇〇〇〇高等学校			

取 り 下 げ の 理 由 (該当する番号を○で囲んでください)	添付書類
1. 退職日の翌日から再就職し、再就職先の健康保険の被保険者となるため 【健康保険の名称】 〇〇健康保険組合 2. 退職日の健康保険 資格確認書が既に届いている場合は、必ず添付してください。 3. その他 ()	〇任意継続組合員の資格確認書（発行されている方のみ）

返 還 の 対 象 となる前納掛金	支部で未経過部分を計算するため記入不要
返 還 請 求 金 額	

返還先の口座を○で囲んでください。（返還が発生しない場合もあります。）
 ※記入がない又は2を選択し未登録だった場合は、「1. 口座振替兼給付金受取口座」に返還します。

返 還 先 口 座	1. 口座振替兼給付金受取口座（申し出された千葉銀行口座）
	2. 公金受取口座（公的給付支給等口座）
	3. 指定口座（指定してください。）
原則、「1」又は「2」を還付先口座として選択すること。 やむを得ない場合により「3」を希望される場合は、銀行名・支店名・口座番号・口座名義人（カナ）を記入すること。	

私は、任意継続組合員となることを希望しましたが、上記の理由により申し出を取り下げします。
 また、払い込み済の掛金がある場合は、返還を請求します。

公立学校共済組合千葉支部長 様

〒 260-0845

住所 千葉市中央区市場町〇-△

令和 7 年 4 月 15 日

請求書提出年月日を記入

申請者
兼
請求者

氏名 公立 千葉

電話 043-223-0845

＝注意事項＝

○本申請書の取下げはできませんので、よく確認した上で提出してください。
 ○任意継続組合員（被扶養者）の資格取得日以降に医療機関等を受診されている場合、医療費の返還が生じる可能性があります。

2 退職後の健康管理

日常生活における健康づくりのポイントの他に、定期的に健康診査を受診し、自ら健康状態を把握しておくことが重要です。

在職中は、職場から定期健康診断等の案内がありましたが、退職後は自ら健康診査を申し込む必要があります。

退職された方が受診する健康診査は、御自分が加入している医療保険者が実施する「特定健康診査」と、お住まいの市町村が実施する「がん検診」（胃、大腸、肺、婦人科など市町村によって検査項目が異なります）です。

加入する健康保険組合によって、実施時期・方法等が異なります。なお、詳細については、加入した健康保険組合にお問い合わせ下さい。

ア 特定健康診査とは

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査で、医療保険者が実施することが義務付けられています。

特定健康診査の結果、メタボリックシンドロームまたはその予備軍と判定された方に対し、「特定保健指導」を実施します。

（ア）対象者

受診する年度の4月1日から受診日まで引き続いて組合員資格を有している方で、受診する年度中に40歳～75歳（※）の誕生日を迎える方

（※ 75歳の誕生日を迎える方は、75歳の誕生日の前日まで）

（イ）特定健康診査の受診券等の案内

加入されている医療保険者から受診券等が届きます。

（ウ）健診項目

基本的な健診の項目は次の表のとおりです。※

項 目	備 考
既往歴の調査	質問票（服薬歴や喫煙習慣等）
自覚症状及び他覚症状の有無	診察
身体測定	身長、体重、腹囲
BMIの測定	$BMI = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)}^2$
血圧の測定	
肝機能検査	GOT(AST)、GPT(ALT)、 γ -GTP
血中脂質検査	中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール（※） ※条件によっては Non-HDL コレステロールの測定でも可
血糖検査	空腹時血糖値またはヘモグロビン A1c
尿検査	糖、蛋白

※この他に詳細な健診の項目として、一定の基準の下、医師が必要を認めた場合に実施する項目
貧血検査・心電図検査・眼底検査・血清クレアチニン検査

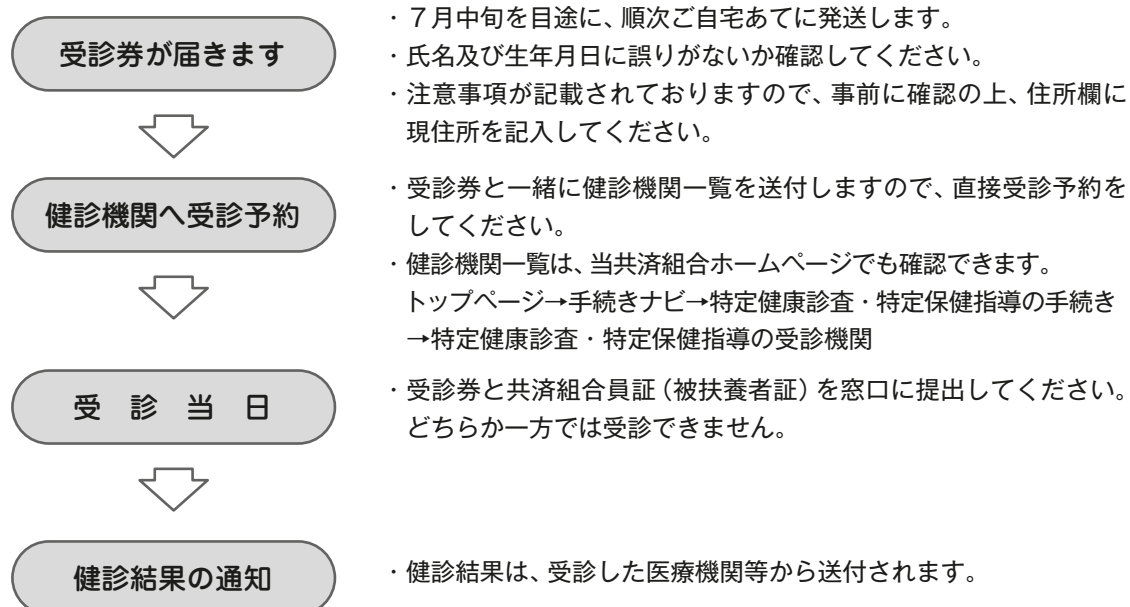
イ 特定保健指導とは

特定保健指導は、特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートを行うものです。特定保健指導は、リスクの程度に応じて、「動機付け支援」と「積極的支援」に分類されます。特定健康診査と同様、加入されている医療保険者から御案内をします。

(1) 任意継続組合員とその被扶養者

公立学校共済組合実施の特定健康診査・特定保健指導を受けていただくことになります。

受診までの流れは、下記のとおりです。



(2) 家族が加入している健康保険組合の被扶養者の方

加入している健康保険組合から特定健康診査・特定保健指導の案内があります。

(3) 国民健康保険に加入された方

お住まいの市区町村から特定健康診査・特定保健指導の案内があります。

(4) 人間ドック

人間ドックを受診される方は、その結果を保険者に提出することによって、特定健康診査（特定健診）を受診したこととなるので、二重に受ける必要はありません。

ウ 共済組合千葉支部が実施する健康管理事業について

(1) 人間ドック

退職後、一般組合員又は短期組合員として引き続き共済組合員となる方のみ、補助が受けられます。(任意継続組合員の方への補助はありません)

(2) 健康管理事業

一般組合員又は短期組合員の方は、健康管理事業の対象です。

任意継続組合員、その他の保険に加入された方、週20時間未満の採用で学校等に勤務する場合は、共済組合の健康管理事業は対象外となります。

各種がん検診は、お住いの市町村へお問合せください。

図：【健康管理事業の対象可否】

		一般組合員	短期組合員	任意継続組合員	その他
健診・特保	人間ドック	○	○	×	×
	特定健康診査	△（ドックに含む）	△（ドックに含む）	○ 2)	×
	特定保健指導（該当者のみ）	○ 1)	○ 1)	○ 2)	×
健康管理	婦人科検診	○	○	×	×
	大腸・前立腺がん検診	○	○	×	×
	予防接種補助	○	○	×	×

- 1) 学校訪問型
- 2) 指定医療機関において受診

※胃検診、定期健康診断は、各教育委員会にお問合せください。

退職後の互助会（再任用互助会）に加入された方は、別途、補助の対象となる場合がありますのでP 79以降を御参照ください。

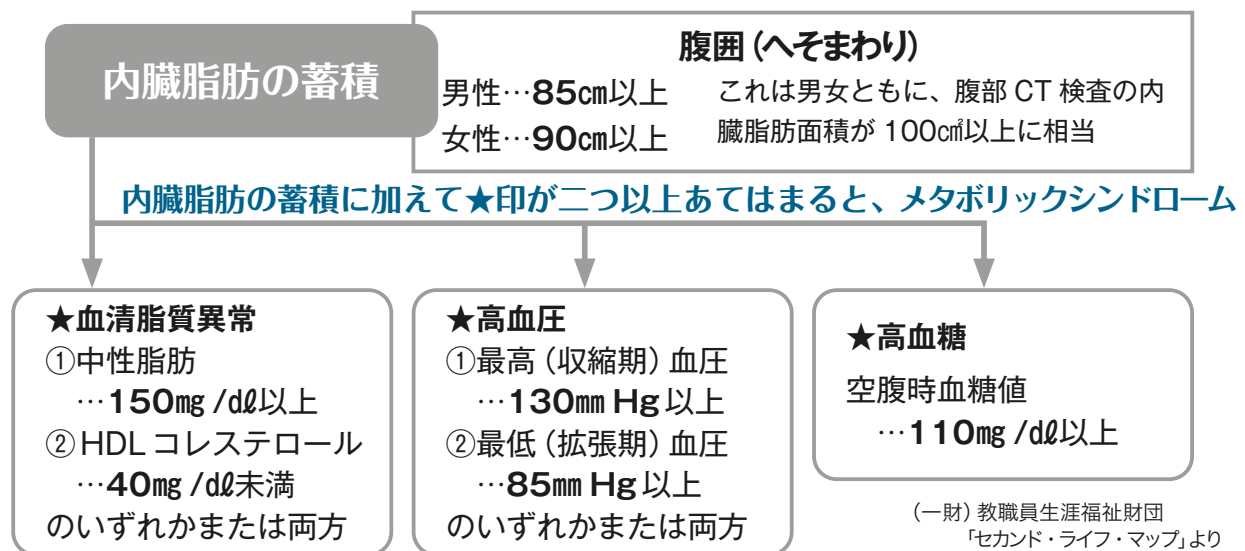


メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)

メタボリックシンドロームとは、内臓脂肪蓄積による肥満の人が、糖尿病、高脂血症、高血圧症などの動脈硬化危険因子が同一患者に重複して存在する病態をいいます。

メタボリックシンドロームでは一つひとつの症状は深刻でなくても、重複してもつと心筋梗塞などの危険性が高いとされています。

メタボリックシンドローム診断基準



第三章

年金制度

※以下は令和6年12月1日時点の制度等により記載しています。

1 公立学校共済組合から支給される年金

県・市町村立の各学校及び県の教育機関等に勤務する地方公務員は、公立学校共済組合の組合員となっており、一般組合員としての期間がある者は厚生年金保険法及び地方公務員等共済組合法に基づき厚生年金（長期給付：旧共済年金）を受けとることができます。

また、一般組合員及びその被扶養配偶者（20歳以上60歳未満の者）は、同時に国民年金制度の被保険者となり、国民年金法に基づく基礎年金も併せて受けることができます。

公立学校共済組合から支給される年金（長期給付）の種類

退職給付

一般組合員として一定の勤務年数をもって権利を取得し、65歳になると支給される年金です。

老齢厚生年金
（65歳から）

障害給付

一般組合員として在職中の傷病により一定の障害程度に該当する障害状態になった時、支給される年金と一時金です。

障害厚生年金
（公務上・公務外）

障害手当金
（公務外）

遺族給付

一般組合員および一般組合員であった方が死亡したときに一定の資格要件のもと、遺族に支給される年金です。

遺族厚生年金
（公務上・公務外）

障害給付および遺族給付にあっては一般組合員として在職中の公務によって発生した場合には、公務上の年金として支給されます。

2 老齢厚生年金

(1) 老齢厚生年金

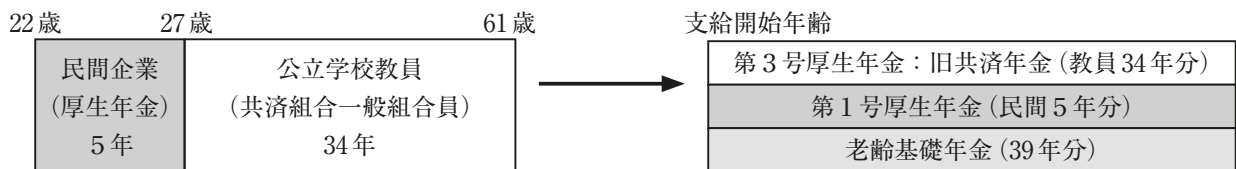
老齢厚生年金は退職される皆様に、在職中に毎月支給されていた給与等に代わり、退職後の所得保障として支給される給付です。

退職後の年金は、65歳から、現役時代の給料に比例して算定した年金額が支給され、これに併せて国民年金制度から老齢基礎年金が支給されます。

共済組合期間、日本年金機構（厚生年金）期間、私学共済期間のそれぞれが「老齢厚生年金」として支給となり、公立学校共済組合では、共済組合期間に係る老齢厚生年金の支給を行います。（図1参照）

厚生年金等の詳しい仕組みについては、図2のとおりです。

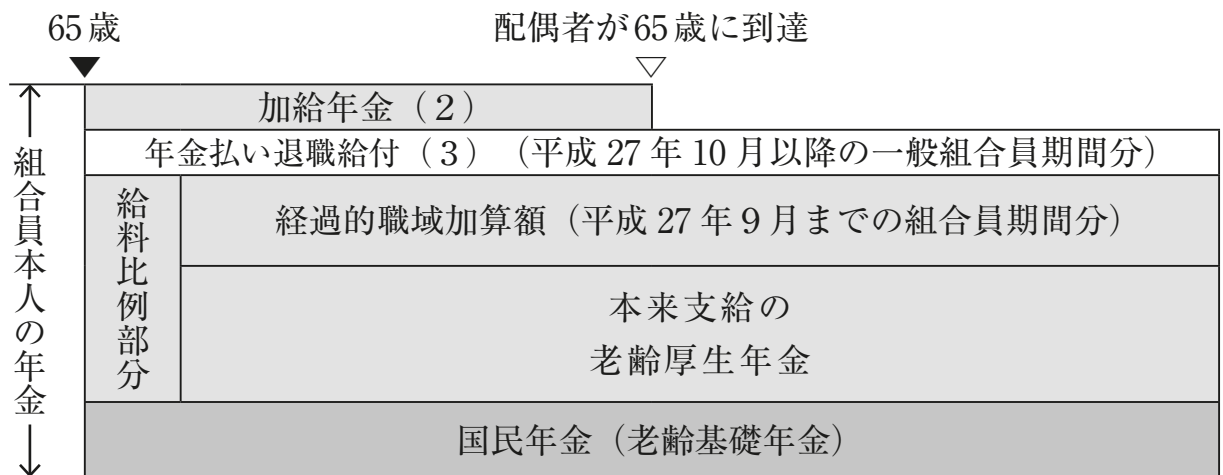
■図1 年金受給の例



・老齢厚生年金の種別

- | | | |
|-------------|-----------------|-----------------|
| 第1号厚生年金被保険者 | 民間企業等の被保険者 | |
| 第2号厚生年金被保険者 | 国家公務員共済組合の一般組合員 | } 支給時は期間を合算します。 |
| 第3号厚生年金被保険者 | 地方公務員共済組合の一般組合員 | |
| 第4号厚生年金被保険者 | 私立学校教職員共済組合の組合員 | |

■図2 老齢厚生年金等のしくみ



- | | |
|--|-----------|
| | 内は、老齢厚生年金 |
| | 内は、老齢基礎年金 |

(2) 加給年金

被保険者期間が20年以上ある方が老齢厚生年金(65歳支給)の受給権を取得した時点で、その方と生計を共にしていて、恒常的な年収が850万円(所得655万5千円)未満である次の方がいる場合支給されます。

ア 65歳未満の配偶者

イ 18歳に達した日の属する年度末までの間にある子

ウ 20歳未満で障害等級が1級又は2級に該当する子

注1 請求者が老齢厚生年金(65歳支給)の受給権を取得した時点で、対象者の収入が850万円以上だが、近い将来(概ね5年)850万円未満の収入となる場合は、該当となります。

注2 配偶者が、老齢厚生年金等の老齢(退職)を事由とする年金(加入期間が20年以上のもの又は20年以上とみなされるものに限る。)や、障害年金を受給している間は、加給年金額は支給停止となります。また、配偶者が65歳になると、配偶者を対象とした加給年金額は終了します。

加給年金額(令和6年度:毎年度変動します)

配 偶 者		408,100 円
子	2人まで1人につき	234,800 円
	3人目から1人につき	78,300 円

(3) 年金払い退職給付(退職等年金給付)

共済年金の職域部分廃止後の新たな年金として、平成27年10月から創設された制度です。年金払い退職給付には「退職年金」「公務障害年金」「公務遺族年金」の3種類の給付があります。概要は次のとおりです。

ア 平成27年10月からの一般組合員期間について適用。

イ 半分は有期年金、半分は終身年金(65歳から支給(60歳から繰上げ及び75歳まで繰下げ可能))。

ウ 有期年金は、10年又は20年支給を選択(一時金の選択※も可能)。

エ 本人死亡の場合は、終身年金部分は終了。有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給。

オ 財政運営は積み立て方式。給付設計はキャッシュバランス方式とし、保険料の追加拠出リスクを抑制。

(キャッシュバランス方式とは、年金の給付水準を国債利回りや予想死亡率に連動させることにより、給付債務と積立金とのかい離を抑制する仕組み。)

カ 公務に基づく負傷又は、病気により障害の状態になった場合や死亡した場合に、公務障害年金・公務遺族年金を支給。

キ 服務規律維持の観点から、現役時から退職後まで通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置を導入。

ク 一般組合員である間は支給停止。

※一時金を選択した場合、退職手当と同じく「退職所得」となるので、税額計算のために退職手当の支払いを受けた際の源泉徴収票が必要となる場合があります。

(4) 繰上げ支給

60 歳に達した以降、希望により支給開始年齢到達前に老齢厚生年金を受給することができます。

【繰上げしない場合】

65 歳

老齢厚生年金
老齢基礎年金

【60 歳から繰上げした場合】

60 歳

65 歳

繰上げ支給の老齢厚生年金 (繰上げ月数1月あたり $0.4\% \times 60 \text{ 月} = 24\%$ 減額)
繰上げ支給の老齢基礎年金 (繰上げ月数1月あたり $0.4\% \times 60 \text{ 月} = 24\%$ 減額)

○注意点

ア 繰上げ月数1月あたり0.4%減額され、請求の取り下げはできません。一生涯、減額された年金額となります。

(昭和37年4月1日以前生まれの方の減額率は0.5%です。)

イ 通常65歳から受給する「老齢基礎年金」及び加入していた全ての年金(私学共済、厚生年金)を同時に繰上げする必要があります。

(老齢厚生年金のみの繰上げ請求は認められません。)

- ウ 事後重症による障害年金の請求はできません。
- エ 再就職して厚生年金に加入すると（暫定再任用職員（フルタイム）等を含む。）全部または一部が支給停止となります。支給停止となった分は退職後も遡って支給はされません。（P59～60参照）
- オ 配偶者の加給年金額の対象者となっている場合、加入期間20年以上の老齢厚生年金を繰上げ請求すると、配偶者の加給年金額は支給停止になります。

退職後すぐに繰上げを希望する方は、手続等の案内をしますので、2月頃を目安に給付・年金班（年金担当）に電話連絡をお願いします。

（５）繰下げ支給

65歳からの年金は、希望により66歳以降に受給を遅らせることができます。

【66歳に繰下げした場合】

65歳	66歳
	繰下げ支給の老齢厚生年金（繰下げ月数1月あたり0.7%×12月＝8.4%増額）
老齢基礎年金	

○注意点

- ア 公務員、会社員などとして在職することにより支給停止となる年金部分については、繰下げ対象額（繰下げ月数1月あたり0.7%増額）になりません。
- イ 加給年金額については繰下げしても増額しません。
- ウ 65歳以降、他の年金（障害や遺族）や他制度の老齢厚生年金の受給権が新たに発生した場合は、繰下げができない場合があります。
- エ 75歳到達日以降の繰下げ請求は、請求時期にかかわらず75歳到達時点での増額率になり、75歳まで遡って決定され支払われます。
- オ 共済組合等の加入があり、日本年金機構と共済組合等の複数の老齢厚生年金を受けとることができる場合には、すべての老齢厚生年金を同時に繰下げする必要があります。（一方のみ繰下げすることはできません。）
- カ 老齢基礎年金と老齢厚生年金は別個に繰下げ請求ができます。

繰下げ請求は、65歳前に送付される「年金請求書（老齢厚生年金）」で希望した後、66歳以降年金請求を希望する月の前月までに退職者は本部へ、一般組合員の方は支部へ連絡の上、請求してください。

請求書が本部又は支部に到着した月の翌月分から増額した年金が支払われます。

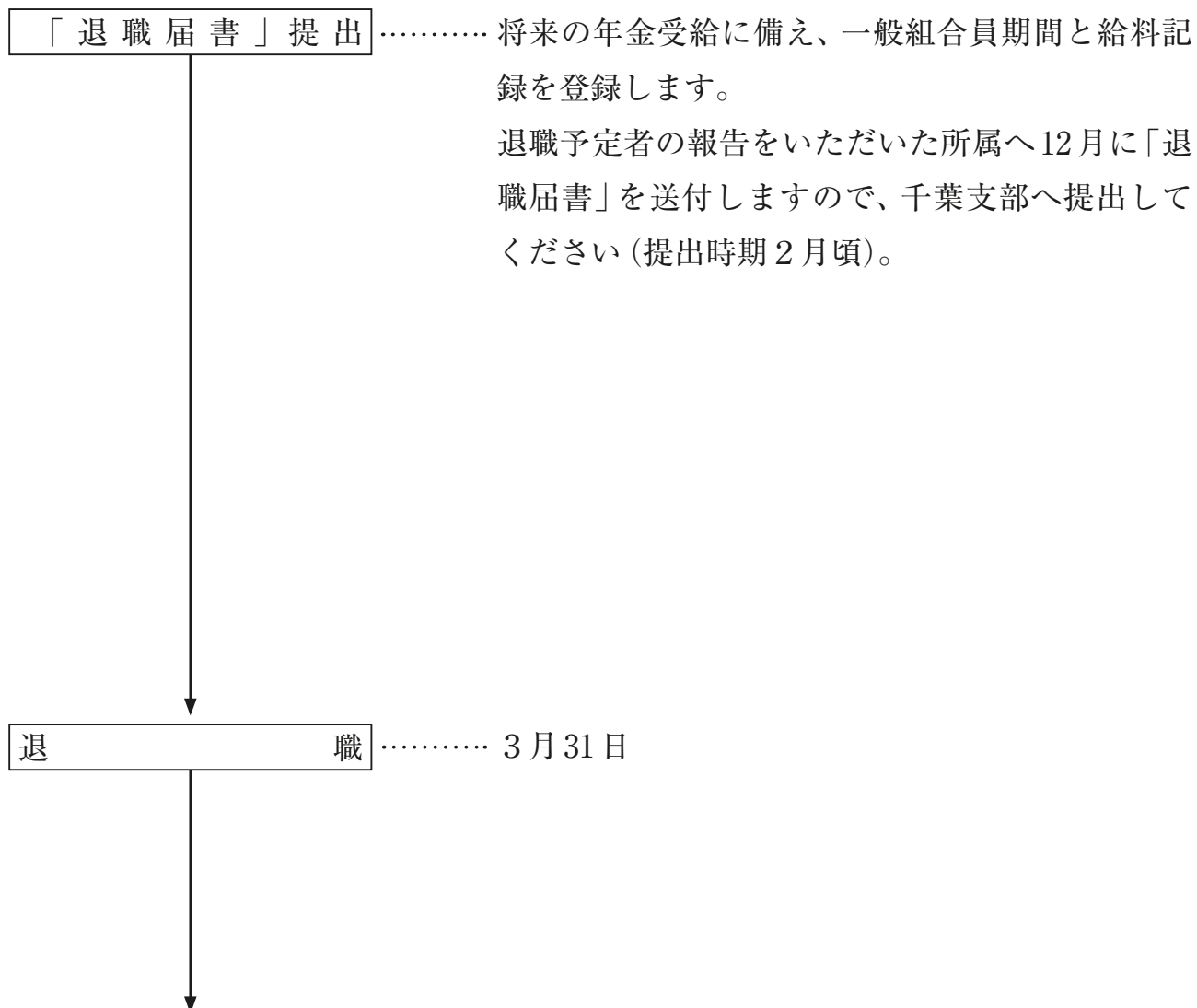
（6）請求手続

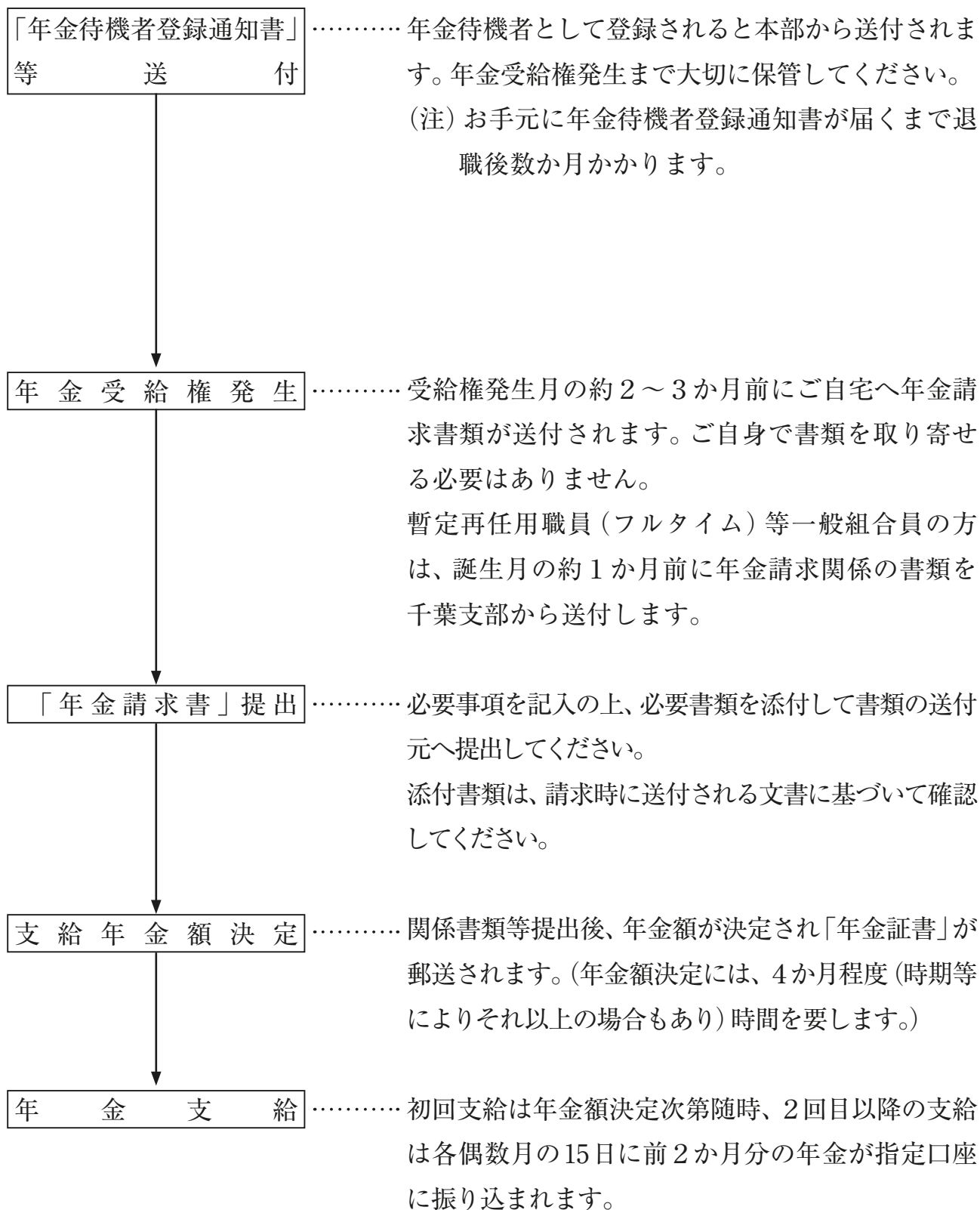
年金は、受給資格を有している本人の請求に基づいて決定・支給されます。

退職後、期間において受給権が発生する方は、支給開始年齢に達して受給権が発生した時点で直接共済組合本部等へ請求手続を行います。

なお、請求手続を5年間行わないと時効により受給権を失いますので注意してください。

○主な年金請求スケジュール





※暫定再任用職員（フルタイム）等一般組合員の方の年金は在職中全部または一部が停止になります。

退職する際には、支給制限解除の手続きを行う必要があります、支給制限解除の処理が終わるのは、8月以降となる見込みです。

他の公的年金への加入手続

20歳から60歳までは何らかの公的年金制度に加入する必要があります。

退職後速やかに該当する公的年金制度への加入手続を行ってください。就職する場合は事業所、自営・無職の場合は市町村の年金窓口で手続を行います。

配偶者の被扶養者となる場合は、配偶者の事業所にて手続を行ってください。

3 障害厚生年金

(1) 障害厚生年金

障害厚生年金は、一般組合員である間に初診日のある傷病が原因となって、3級以上の障害の状態になったときに支給されます。

障害等級が1級又は2級の状態になったときには、原則として国民年金の「障害基礎年金」(P63～64参照)も併せて支給されます。



ア 支給要件について

以下1～2の要件を満たしていること

- 1 「初診日」※1において一般組合員であり
「障害認定日」※2に
「障害等級」※3に該当する程度の障害状態であること

※1「初診日」とは、その傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日をいいます。

※2「障害認定日」とは、初診日から起算して1年6月を経過した日又は、その期間内にその傷病が治った日若しくはその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日をいいます。

※3「障害等級」は、障害者手帳の等級とは異なります。障害認定日に達した時点で公立学校共済組合に診断書等を提出し、認定を受けます。(P51～53参照)

※4 障害認定日に障害状態になかった方が、その後65歳に達する日の前日までに、同一傷病により3級以上の障害状態となった時も、請求することができます。
(事後重症制度)

- 2 一定の保険料納付要件(以下①又は②)を満たしていること

- ① 初診日の前日において、初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること
- ② 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

イ 障害程度の認定

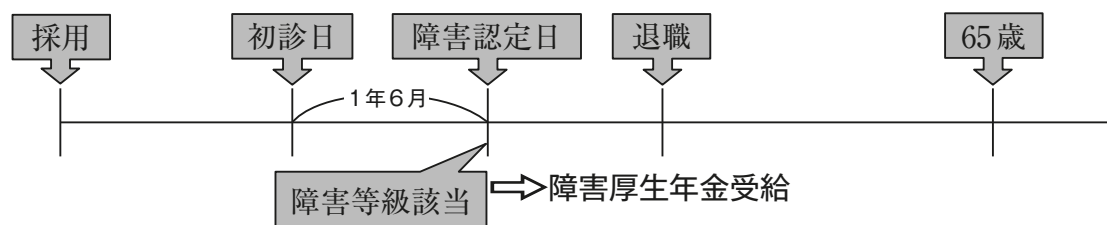
障害等級の認定は、原則として初診日から1年6月を経過した日で行います。これを障害認定日といいます。

ただし、初診日から1年6月以内に以下の表の状態に該当する場合、特例としてそれぞれの日が障害認定日となります。(特例症例)

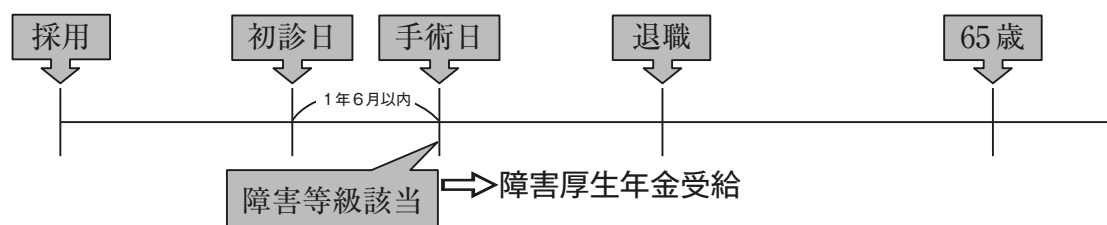
傷病の状態	障害認定日
上肢・下肢を離断、切断	離断又は切断した日
人工骨頭、人工関節を挿入、置換	挿入又は置換した日
脳血管疾患による機能障害	初診日から6月を経過した日
心臓ペースメーカー、人工弁を装着	装着した日
心臓移植、人工心臓、補助人工心臓を移植又は装着	移植又は装着した日
CRT、CRT-Dを装着	装着した日
胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管(ステントグラフトを含む)を挿入、置換	挿入又は置換日
人工透析療法を施行	透析開始から3月を経過した日
新膀胱を造設	造設した日
人工肛門を造設又は尿路変更術を施行	手術した日から6月を経過した日
喉頭を全摘出	全摘出手術を施行した日
在宅酸素療法	在宅酸素療法を開始した日
遷延性植物状態	状態に至った日から3月を経過した日

《障害認定の一例》

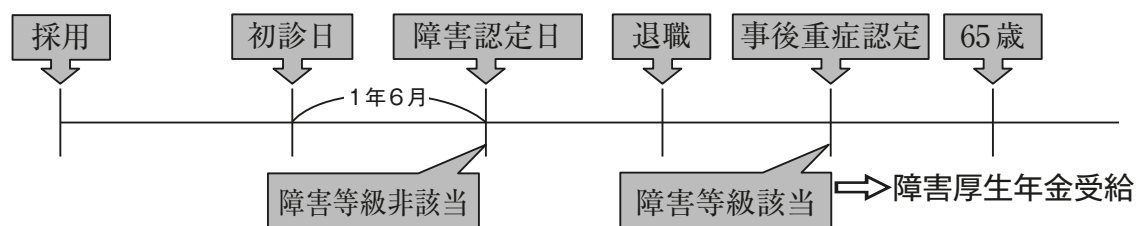
障害認定日が初診日から1年6月後の場合



障害認定日が特例症例となる場合(上肢を切断)



事後重症となる場合



ウ 年金額

〈公務上によらない障害の場合〉

1 級	2 級	3 級
加給年金額	加給年金額	
厚生年金相当部分 × 1.25	厚生年金相当部分	厚生年金相当部分 (最低保証あり)
障害基礎年金※ × 1.25	障害基礎年金※	

※ P63 ～ 64 参照

- ① 障害等級 3 級の場合、厚生年金相当額が障害基礎年金の 4 分の 3（令和 6 年度は 68 歳以下は 612,000 円、69 歳以上は 610,300 円）に満たないときは、その額が保証されます。（厚生年金相当額の最低保証額）
- ② 障害等級が 1 級又は 2 級の場合で加給年金額対象者（配偶者のみ）がいる場合、加給年金額が加算されます。
- ③ 障害等級が 1 級の場合は障害厚生年金、障害基礎年金の額にそれぞれ 1.25 を乗じます。

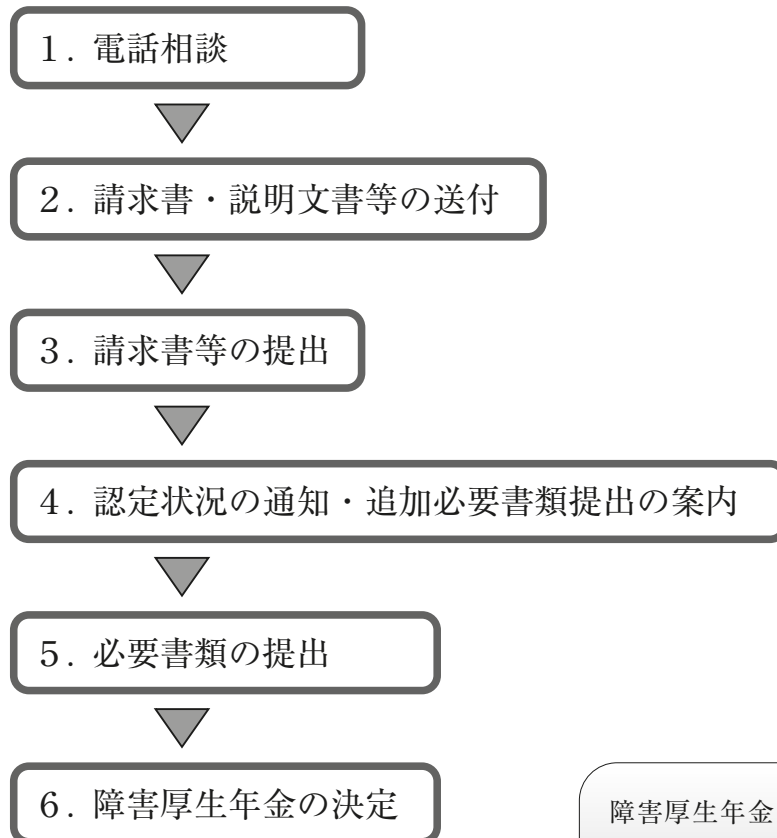
〈公務上による障害の場合〉

公務上によらない場合と計算の方法は同じで、公務障害年金が加算されます。

(2) 障害手当金

一般組合員である間に初診日のある傷病等が初診日から5年以内に治り、障害等級3級よりやや軽度の障害の状態である場合に支給される一時金です。障害手当金を受ける場合も保険料納付要件を満たしている必要があります。

(3) 請求手続



障害厚生年金は症状や初診日によって手続が異なりますので、気にかかる傷病等がある場合は「初診日」と「傷病名」を確認の上、公立学校共済組合千葉支部給付・年金班（年金担当）まで連絡してください。担当者が状況を確認し、手続に必要な書類を送付いたします。



☎給付・年金班（年金担当）043-223-4116

(4) 障害等級表

障害の程度	障 害 の 状 態
一 級	1 次に掲げる視覚障害 ア 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの イ 一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ウ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの エ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの 2 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4 両上肢のすべての指を欠くもの 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 7 両下肢を足関節以上で欠くもの 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
二 級	1 次に掲げる視覚障害 ア 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの イ 一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ウ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの エ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの 2 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの 3 平衡機能に著しい障害を有するもの 4 そしゃくの機能を欠くもの 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの

障害の程度	障 害 の 状 態
二 級	6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 9 一上肢のすべての指を欠くもの 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 11 両下肢のすべての指を欠くもの 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 13 一下肢を足関節以上で欠くもの 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
三 級	1 次に掲げる視覚障害 ア 両眼の視力がそれぞれ 0.1 以下のもの イ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下に減じたもの エ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下に減じたもの 2 両耳の聴力が 40cm 以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの 3 そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの 4 脊柱の機能に著しい障害を残すもの 5 一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの 6 一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの 7 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの 8 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指もしくはひとさし指を併せ一上肢の三指以上を失ったもの 9 おや指及びひとさし指を併せ一上肢の四指の用を廃したもの 10 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの 11 両下肢の十趾の用を廃したもの 12 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

障害の程度	障 害 の 状 態	
三 級	13	精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	14	傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

備考

1. 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
2. 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
3. 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
4. 趾の用を廃したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第一趾にあっては、趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

◆ 障害手当金の認定基準

番号	障 害 の 状 態
1	両眼の視力が0.6以下に減じたもの
2	一眼の視力が0.1以下に減じたもの
3	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
4	両眼による視野が2分の1以上欠損したもの、ゴールドマン型視野計による測定の結果、I／2視標による両眼中心視野角度が56度以下に減じたもの又は自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が100点以下若しくは両眼中心視野視認点数が40点以下に減じたもの
5	両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
6	一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
7	そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの
8	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
9	脊柱の機能に障害を残すもの
10	一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
11	一下肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
12	一下肢を3cm以上短縮したもの
13	長管状骨に著しい転位変形を残すもの
14	一上肢の二指以上を失ったもの
15	一上肢のひとさし指を失ったもの
16	一上肢の三指以上の用を廃したもの
17	ひとさし指を併せ一上肢の二指の用を廃したもの
18	一上肢のおや指の用を廃したもの
19	一下肢の第一趾又は他の四趾以上を失ったもの
20	一下肢の五趾の用を廃したもの
21	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
22	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

備考

1. 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
2. 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
3. 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
4. 趾を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
5. 趾の用を廃したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第一趾にあっては、趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

4 遺族厚生年金

(1) 遺族厚生年金

遺族厚生年金は、一般組合員又は一般組合員であった方が死亡した場合に、その遺族の生活の支えとして支給される給付です。

なお、P64～65に該当する遺族の場合は、原則として国民年金の「遺族基礎年金」（日本年金機構裁定）も併せて支給されます。

(2) 遺族の範囲及び順位

遺族厚生年金を受給できる遺族とは、一般組合員又は一般組合員であった方の死亡当時、その方によって生計を維持されていた次の方が該当します。（注1）

第1順位 配偶者及び子（注2）（注3）

第2順位 父母（注3）

第3順位 孫（注2）

第4順位 祖父母（注3）

（注1）死亡した方と生計を同一にし、かつ恒常的な収入金額が将来にわたって年額850万円（年間所得655万5千円）以上とならないと認められる方等をいいます。

（注2）子及び孫については、次のいずれかに該当する未婚の方に限られます。

ア 18歳に達する日の属する年度の末日までの間にあること。

イ 20歳未満で障害等級が1級若しくは2級の障害の状態にあること。

（注3）夫・父母・祖父母については、一般組合員又は一般組合員であった方の死亡時、55歳以上の方に限られ、60歳に到達するまでの間は支給停止となります。ただし、夫については遺族基礎年金の受給権がある場合は、55歳から受給できます。

(3) 支給要件

一般組合員又は一般組合員であった方が次のいずれかに該当するときに、遺族に支給されます。

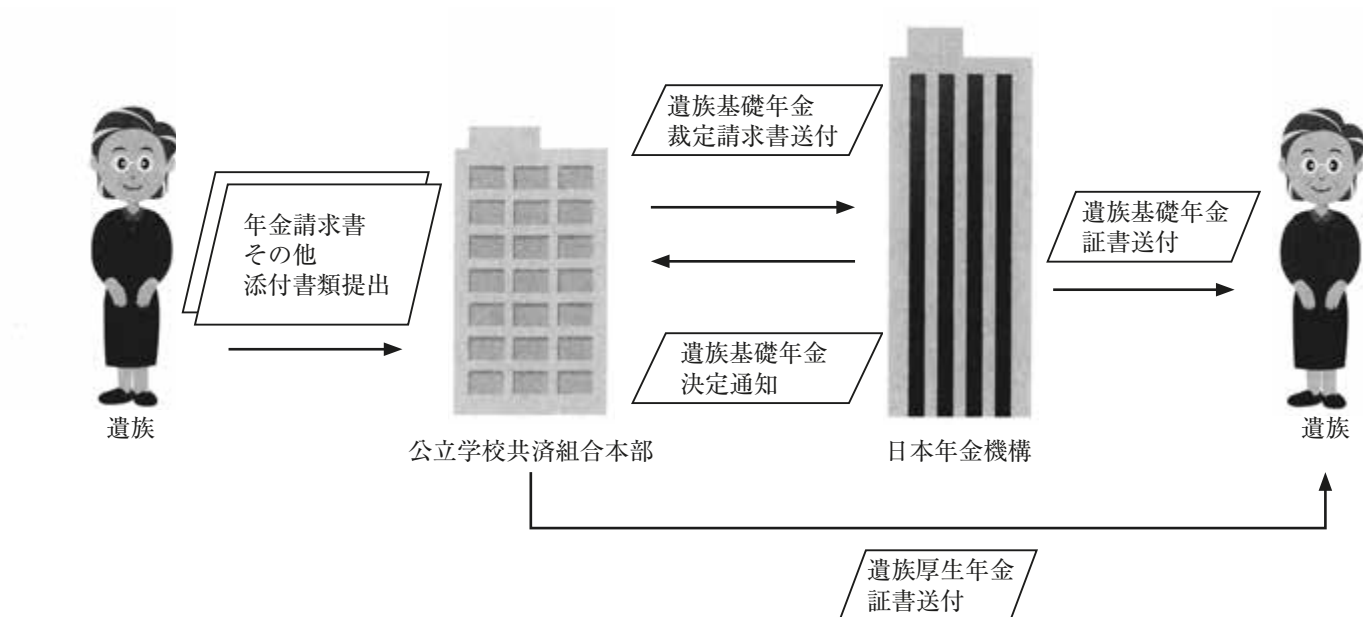
ア 一般組合員が死亡したとき。

イ 退職後に、一般組合員であった間に初診日がある傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき。

- ウ 障害等級が1級又は2級の障害厚生年金等の受給権者が死亡したとき。
- エ 老齢厚生年金等の受給権者（被保険者期間等25年以上）又は受給権者でない方で被保険者期間等が25年以上である方が死亡したとき。

(4) 年金請求手続

遺族厚生年金・遺族基礎年金の請求から決定までの流れ



5 離婚時の年金分割

離婚をした場合、夫婦の婚姻期間中に係る厚生年金（標準報酬）を分ける年金分割制度があります。

（１）離婚時の年金分割

一般組合員又は一般組合員であった方が、平成 19 年 4 月 1 日以降に離婚をした場合で、当事者からの請求があったときは、当事者の合意又は裁判所の決定に基づき、婚姻期間（平成 19 年 4 月 1 日前の期間を含む。）中の厚生年金（標準報酬）を分割することができます。

（２）第 3 号被保険者期間の年金分割

当事者の合意又は裁判所の決定がないときでも、離婚をした一般組合員の被扶養配偶者の請求により、平成 20 年 4 月 1 日以降の被扶養配偶者であった期間（国民年金の第 3 号被保険者の期間）の一般組合員の厚生年金（標準報酬）を 2 分の 1 ずつ当事者間で分割することができます。

（３）請求手続

年金分割の手続きは離婚をした日の翌日から 2 年を経過すると請求することができなくなります。

また、既に離婚等が成立し、相手方が死亡した日から起算して 1 カ月を経過すると請求することができなくなります。

一般組合員の方は千葉支部給付・年金班（年金担当）に電話でお問い合わせください。

（電話 043-223-4116）

退職後は公立学校共済組合本部に電話でお問い合わせください。

（電話 03-5259-1122）

6 年金の調整や支給制限

(1) 年金の併給調整

年金受給者に複数の公的年金を受給する権利が生じた場合は、一人一年金の原則から、いずれか選択した一つの年金を受給することになります。

併給調整の方法は、本人から提出される「年金受給選択申出書」により、いずれか一方の年金受給を選択します。

受給する年金の選択は、いつでも、将来に向かって変更できることとされています。

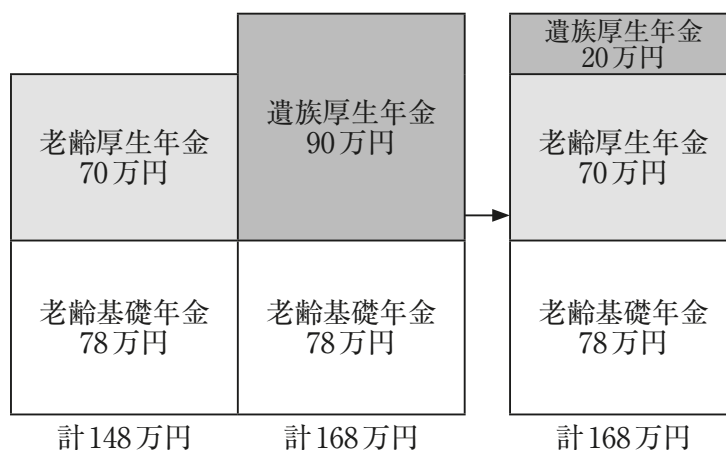
なお、他制度の公的年金との併給調整により公立学校共済組合の各年金が支給停止になった場合、「経過的職域加算額」については支給停止されません。

区分		公立学校共済組合			日本年金機構(国民年金)			日本年金機構(厚生年金)※1		
		老齢 厚生 年金	障害 厚生 年金	遺族 厚生 年金	老齢 基礎 年金	障害 基礎 年金	遺族 基礎 年金	老齢 厚生 年金	障害 厚生 年金	遺族 厚生 年金
公立学校共済組合	老齢 厚生 年金	－	選択	選択 ※2	併給	併給 (65歳以上) ／選択	選択	併給	選択	選択 ※2
	障害 厚生 年金	選択	併合／ 選択	選択	選択	併給(同一 給付事由)／ 併合／選択	選択	選択	選択	選択
	遺族 厚生 年金	選択 ※2	選択	選択	併給 (65歳以上) ／選択	併給 (65歳以上) ／選択	併給(同一 給付事由) ／選択	選択 ※2	選択	併給 (4号要 件該当) ／選択

※1 私立学校教職員共済法又は農林漁業団体職員共済組合法による退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金については、厚生年金の場合と同様の取扱いとなります。

※2 65歳以上の方については併給となる場合があります。以下参照。

(例) 配偶者の遺族厚生年金90万円、自身の老齢厚生年金70万円、老齢基礎年金78万円の方の場合。



(2) 年金の支給制限

ア 退職後の所得による制限

老齢年金の受給権者が再就職し、厚生年金保険等の被保険者、私立学校教職員共済組合の組合員又は議会の議員等となった場合、標準報酬（賞与等も含む）の月額と年金月額との合計額が「停止基準額：50万円」（※）を超える時には、年金の全部又は一部が支給停止となります。（退職後も停止分は遡って支給はされません。）

なお、65歳から支給される老齢基礎年金は在職中であっても制限はかからず、全額支給されます。

（※）停止基準額：50万円は賃金や物価に応じて毎年見直しを行います。

一般組合員として在職している場合の支給停止額の計算例

$$(\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 50 \text{万円}) \times 1/2$$

※総報酬月額相当額 = 標準報酬月額 + その月以前1年間の標準賞与の総額 ÷ 12

※基本月額 = 老齢厚生年金（年額） ÷ 12

例 ① 標準報酬月額	32 万円
② 直近1年間のボーナスの合計	72 万円
③ 基本月額（厚生年金部分）	14 万円
④ 経過的職域加算額（一般組合員は支給されません）	3 万円

総報酬月額相当額は

$$32 \text{万円} + (72 \text{万円} \div 12) = 38 \text{万円}$$

支給停止額（月額）は

$$(38 \text{万円} + 14 \text{万円} - 50 \text{万円}) \times 1/2 = 1 \text{万円}$$

支給額（月額）は

$$14 \text{万円} - 1 \text{万円} = 13 \text{万円}$$

支給額（年額）は

$$13 \text{万円} \times 12 = 156 \text{万円}$$

イ 給付制限

一般組合員又は一般組合員であった方が禁錮以上の刑又は停職以上の懲戒処分を受けた場合には、年金払い退職給付（退職等年金給付）の一部が給付制限されます。

ただし、これらの給付制限は、制限を開始すべき月から通算して 60 月に限定され、期間経過後は給付制限が解除されます。

(3) 既給一時金の返還

昭和 54 年 12 月 31 日以前に公務員を一旦退職し、「退職一時金」等を受給した者が、その後、公務員として再就職して年金を受ける権利を有することになったとき（組合員期間が 20 年以上のものに限る）は、受給した「退職一時金」に一時金を受給した月の翌月から老齢厚生年金の受給権が発生した月まで、期間に応じた年利（下表）の複利計算により算出した利子を加えて返還することとなります。過去の期間は年金額の算定期間に参入します。

期 間	利 率
平成 13 年 3 月まで	年 5.5 %
平成 13 年 4 月から平成 17 年 3 月まで	年 4.0 %
平成 17 年 4 月から平成 18 年 3 月まで	年 1.6 %
平成 18 年 4 月から平成 19 年 3 月まで	年 2.3 %
平成 19 年 4 月から平成 20 年 3 月まで	年 2.6 %
平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月まで	年 3.0 %
平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月まで	年 3.2 %
平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月まで	年 1.8 %
平成 23 年 4 月から平成 24 年 3 月まで	年 1.9 %
平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月まで	年 2.0 %
平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月まで	年 2.2 %
平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月まで	年 2.6 %
平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月まで	年 1.7 %
平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月まで	年 2.0 %
平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月まで	年 2.4 %
平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月まで	年 2.8 %
平成 31 年 4 月から令和 2 年 3 月まで	年 3.1 %
令和 2 年 4 月から令和 5 年 3 月まで	年 1.7 %
令和 5 年 4 月から令和 7 年 3 月まで	年 1.6 %
令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月まで	年 1.7 %
令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月まで	年 2.0 %
令和 9 年 4 月以降の期間	年 2.1 %

返還方法は、各定期支給月の年金額から控除（支給額の 1/2 の額を限度とする）する方法で順次返還額に達するまで控除します。

また、遺族厚生年金の受給者については、死亡した者が返還すべきであった金額を返還していただくことになります。

7 国民年金（基礎年金）

老齢厚生年金の受給者が65歳に達したときは老齢基礎年金が、障害等級1級又は2級の障害厚生年金の受給者には障害基礎年金が、子のある配偶者又は子が遺族厚生年金を受給するときは遺族基礎年金が併せて支給されます。

これは、次に示すとおり地方公務員等共済組合法の適用を受ける公立学校共済組合の組合員は国民年金の第2号被保険者でもあるからです。

また、組合員の被扶養配偶者も組合員の在職中は第3号被保険者として、国民年金に加入しています。

国民年金の強制加入被保険者

第1号被保険者

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者。

ただし、第2、第3号被保険者及び老齢厚生年金等の受給者を除く。

第2号被保険者

被用者年金各法の被保険者及び組合員。（注1）

第3号被保険者

第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者。（注2）

国民年金の任意加入被保険者

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満である被用者年金各法に基づく老齢（退職）年金受給権者。

日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者。

日本国内に住所を有しない日本人（いわゆる「在外法人」）で20歳以上65歳未満の者。

（注1）被用者年金各法とは、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法をいいます。

（注2）組合員が退職したとき又は65歳に達した時点で被扶養配偶者が60歳未満である場合は、その配偶者を第3号被保険者から第1号被保険者に切り替える手続きがお住まいの市町村役場で必要になります。

(1) 老齢基礎年金

ア 支給要件

次の要件をすべて満たしている場合に支給されます。

- (ア) 大正15年4月2日以後の生まれ(昭和61年4月1日において60歳未満)であること。
- (イ) 国民年金法に規定する保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間の合計が10年以上あること。
- (ウ) 65歳に達していること。

イ 「老齢基礎年金」の額

$\text{老齢基礎年金額} = (\text{注}) \times \frac{\left(\begin{array}{c} \text{保険料} \\ \text{納付済} \\ \text{月数} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{保険料} \\ \text{全額免} \\ \text{除月数} \\ \times 4/8 \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{保険料} \\ \text{3/4免} \\ \text{除月数} \\ \times 5/8 \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{保険料} \\ \text{1/2免} \\ \text{除月数} \\ \times 6/8 \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{保険料} \\ \text{1/4免} \\ \text{除月数} \\ \times 7/8 \end{array} \right)}{\text{加入可能期間の月数(480月)}}$
--

(注) 令和6年度(年額): 68歳以下816,000円、69歳以上813,700円

(2) 障害基礎年金

ア 支給要件

次の要件をすべて満たしている場合に支給されます。

- (ア) 国民年金に加入している間に初診日(注1)があること

※20歳前や60歳以上65歳未満(年金に加入していない期間)で、日本国内に住んでいる間に初診日がある場合も含みます。

- (イ) 障害認定日(注2)に障害等級1級又は2級に該当する障害の状態(P51～53参照)になったとき。
- (ウ) 保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が、被保険者期間(保険料を納めるべき期間)の2/3以上あること。又は、初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。

(注1)「初診日」とは、その傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日をいいます。

(注2)「障害認定日」とは、初診日から起算して1年6月を経過した日又は、その期間内にその傷病が治った日若しくはその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日をいいます。

イ 事後重症による障害基礎年金

障害認定日に２級以上の障害状態になかった方が、その後 65 歳に達する日の前日までに同一の傷病により 2 級以上の障害状態になった場合は、年金の請求をすることができます。ただし、老齢基礎年金を繰上げ受給している場合は請求できません。

ウ 基準傷病による障害基礎年金

単独の障害では障害等級に該当しないが、複数の障害を併合して 2 級程度の障害に該当した場合は、年金の請求をすることができます。

エ 支給される年金額（令和 6 年度）

障 害 基 礎 年 金	障害等級 1 級の場合	68 歳以下 1,020,000 円 69 歳以上 1,017,125 円
	障害等級 2 級の場合	68 歳以下 816,000 円 69 歳以上 813,700 円

障害基礎年金を受ける権利を取得した当時、その者によって生計を維持されていた子（注）があるときは、次の額が加算されます。

第 1 子、第 2 子	各 234,800 円
そ の 他 の 子	各 78,300 円

（注）18 歳に達する日の属する年度の末日までの間にある子又は、1 級若しくは 2 級の障害状態にある 20 歳未満の子でいずれも未婚の方に限ります。

（3）遺族基礎年金

国民年金の被保険者又は老齢基礎年金の受給資格を満たした方が死亡した場合に、その遺族に支給されます。

ア 遺族の範囲

死亡した被保険者又は被保険者であった方によって生計を維持されていた次の方が該当します。（注 1）

（ア）配偶者…（イ）の子と生計を同じくすること。

（イ） 子 …18 歳に達する日の属する年度の末日までの間にある子、又は 1 級若しくは 2 級の障害状態にある 20 歳未満の子であり、かつ現に婚姻していないこと。（注 2）

（注 1）生計同一要件として死亡した方と生計を同じくしていたこと、収入要件として年間 850 万円（年間所得 655 万 5 千円）以上の収入を将来にわたって有する

と認められないこと、の2つの要件を満たしていることが条件となります。

(注2) 胎児である子が生まれたときは、その胎児も子とみなします。

イ 支給要件

次のいずれかに該当する場合に支給されます。

(ア) 国民年金の被保険者が死亡したとき。

(イ) 被保険者であった方で、日本国内に住所を有し、かつ60歳以上65歳未満である方が死亡したとき。

(ウ) 老齢基礎年金の受給権者が死亡したとき。

(エ) 老齢基礎年金の受給要件を満たしている方が死亡したとき。

(オ) 保険料滞納期間がある場合は、保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が、被保険者期間(保険料を納めるべき期間)の2/3以上あること。(死亡日が令和8年3月31日までにあるものについては、死亡日のある月の前々月までの直近の1年間に保険料の滞納がないこと。)

ウ 「遺族基礎年金」の額(令和6年度)

(ア) 子のある配偶者が受ける場合

区 分	基 本 額	加 算 額	合 計
子が1人いる配偶者	68歳以下 816,000円 69歳以上 813,000円	234,800円	68歳以下 1,050,800円 69歳以上 1,047,800円
子が2人いる配偶者		469,600円	68歳以下 1,285,600円 69歳以上 1,282,600円
子が3人いる配偶者		547,900円	68歳以下 1,363,900円 69歳以上 1,360,900円

以下、子が1人増すごとに、78,300円を加算する。

(イ) 子が受ける場合

区 分	基 本 額	加 算 額	合 計	1人当たりの額
1人のとき	816,000円		816,000円	816,000円
2人のとき		234,800円	1,050,800円	525,400円
3人のとき		313,100円	1,129,100円	376,366円

以下、子が1人増すごとに、78,300円を加算し、その合計額を人数で等分する。

8 ワンストップサービスについて

民間企業等の加入期間（日本年金機構：お近くの年金事務所、私学共済）及び共済組合の加入期間にかかる年金請求・届出等は、希望されるいずれの実施機関の窓口においても、すべての厚生年金加入期間（記録）について、まとめて年金請求等ができます。

ワンストップサービスの対象外となるものもありますので、年金請求についての詳細は請求時の案内をご確認ください。その他については下記実施機関にお問い合わせください。

主な年金実施機関

制 度 名	請 求 先	住 所		電話番号
公立学校共済年金	公立学校共済組合 本部	〒 101-0062	東京都千代田区神田 駿河台 2-9-5	03-5259-1122
	公立学校共済組合 千葉支部(給付・年金班)	〒 260-8619	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-4116
厚生年金 及び 国民年金	千葉年金事務所	〒 260-8503	千葉市中央区中央港 1-17-1	043-242-6320
	幕張年金事務所	〒 262-8501	千葉市花見川区幕張本郷 1-4-20	043-212-8621
	船橋年金事務所	〒 273-8577	船橋市市場 4-16-1	047-424-8811
	市川年金事務所	〒 272-8577	市川市市川 1-3-18	047-704-1177
	松戸年金事務所	〒 270-8577	松戸市新松戸 1-335-2	047-345-5517
	木更津年金事務所	〒 292-8530	木更津市新田 3-4-31	0438-23-7616
	佐原年金事務所	〒 287-8585	香取市佐原口 2116-1	0478-54-1442
私学共済年金	日本私立学校振興・ 共済事業団	〒 113-8441	東京都文京区湯島 1-7-5	03-3813-5321

9 退職後に必要な報告について

退職後に、支部又は本部へ提出する主な書類は以下のとおりです。

年金待機者(①)、年金受給者(②)により書類の提出先や提出書類が変わりますので、事例別提出書類一覧(P68)を確認してください。

(1) 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

年金待機者には、年金請求書類の一部として用紙が送付されますので、他の年金請求書類と併せて共済組合本部等に提出してください。

その後は、課税の対象となる老齢厚生年金の受給者に、税金の控除を受けるための「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の用紙が、共済組合本部から毎年10月頃に送付されますので、定められた期限までに共済組合本部に提出してください。

(2) 年金待機者異動報告書(申請様式P71)

年金待機者が退職後に氏名、住所が変更になったときに、公立学校共済組合本部に提出してください。

(3) 上記のほか、異動があった場合にすぐに連絡していただかなければならないこと

- ア 公務員として再就職したとき
- イ 併給調整されている他の年金があり、その年金へ選択替えをしたいとき
- ウ 禁錮以上の刑に処せられたとき
- エ 死亡したとき

年金受給者が上記に該当する場合、電話又は郵送により共済組合本部に届出が必要です。

- 届出の際に必要な項目
- a 年金証書記号番号
 - b 氏名、電話番号
 - c 異動事由とその発生年月日

事例別提出書類一覧

事 例	①待機者	②年金受給者
年金支給開始年齢の 約2か月前に 〈年金の請求〉	「年金請求書（厚生年金保険老 齢給付）」が自宅に送付される ので、送付元に提出	—
毎年10月～11月頃に 〈税金の控除〉	—	「扶養親族等申告書」が本部か ら送付される 提出期限までに本部に提出
年金受領金融機関を 変更するとき	—	「受取機関変更届」を 本部等に提出
氏名変更したとき	「年金待機者異動報告書」を 本部に提出	「年金受給権者氏名変更届」を 本部等に提出
住所変更したとき	「年金待機者異動報告書」を 本部に提出	住民票の異動を伴う住所変更で あれば連絡不要 （住基ネットより自動修正） ※年金決定と住所変更の時期が 近い場合は、届出が必要にな ることがあります。（下記にお 問い合わせください。）

提出先（問い合わせ先）住所等

公立学校共済組合千葉支部給付・年金班（年金担当）

〒260-8619 千葉市中央区市場町1-1

電 話 043 - 223 - 4116

公立学校共済組合本部年金相談室

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5

電 話 03 - 5259 - 1122

10 各種再交付・届出について

(1) 「源泉徴収票」の再交付（申請書様式P73）

課税対象年金を受給している方に、毎年、12月の送金案内と一緒にお送りしています。

これは確定申告に必要な書類です。紛失した場合は再発行しますので、共済組合本部又は支部へ申請してください。

※年金受給者へは24時間受付の専用電話(03-5259-8852)による再交付自動受付サービスも行っています。再交付自動受付メモ(P70)をお手元に準備して、音声ガイダンスに従って手続をしてください。

(2) 年金証書等の再交付（申請書様式P74）

年金証書、改定通知書、振込通知書を紛失等により再発行を希望される場合は、共済組合本部へ申請してください。

(3) 受取機関変更届及び氏名変更届（届出書様式P75～78）

年金受領金融機関を変更するときは「年金受給権者受取機関変更届」、氏名変更したときは「年金受給権者氏名変更届」を共済組合本部へ提出してください。

※ 様式は変更されることがあるため、事前にお問い合わせ(P68)ください。

再交付自動受付メモ

①太枠部分をあらかじめご記入ください。

おたずねする項目	お 答 え
年金証書番号 (8ケタ)	
番号の確認	よい場合→1 訂正する場合→9
再交付する書類	源泉徴収票(注)→1 扶養親族等申告書→3(時期による)
書類の確認	よい場合→1 訂正する場合→9

②専用電話にダイヤルしてください ☎ 03-5259-8852

③音声ガイダンスのしたがって電話機のボタンを押してください。

(注) 課税対象の年金を受給されている方に限ります。課税対象年金とは、老齢厚生年金、減額退職年金、通算退職年金、船員老齢年金、及び船員通算老齢年金をいいます。公立学校共済組合以外の年金に係る書類は発行できません。この専用電話で再発行できるのは、前年分に限られます。

ご 注 意

年金証書番号は8ケタです。年金証書・年金支払通知書で確認してください。

◎お手元の年金証書等が平成14年度以前に発行されたものであるとき、年金証書番号が7ケタで表示されています。この場合は、年金証書番号の頭に「0」をつけてください。

8ケタ表示の場合

(支部) (種別) (年金証書番号8ケタ)

0 1 - 2 3 - 1 2 3 4 5 6 7 8

1	2	3	4	5	6	7	8
---	---	---	---	---	---	---	---

7ケタ表示の場合

(支部) (種別) (年金証書番号7ケタ)

0 1 - 2 3 - 1 2 3 4 5 6 7

0	1	2	3	4	5	6	7
---	---	---	---	---	---	---	---

資料 番号	キー番号										データ NO
	支部		番号								
1 57	3 0	0	5								

本部受付印

年金待機者異動報告書

公立学校共済組合理事長 殿

次のような異動が生じたので、必要書類を添えて、提出します。

〔共通記入項目〕											届出日	令和	年	月	日		
年金 待機者番号											退職した 都道府県	退職 年月日	昭平令	年	月	日	
氏名	フリガナ		・										生年 月日	大昭 平令	年	月	日
	漢字		(氏) (名) ・														
17 SEC 05 基礎年金 番 号	19												※基礎年金番号のわかるものの写しを 必ず添付してください。				
現住所 (注)	〒 - 電話番号 -																

(注) 転居または住居表示変更の届出を行う場合には、下段の「転居または住居表示の変更」欄に住所を記入していただきますので、本欄への住所記入は省略して結構です。

※ 該当する異動事由の□にレ印をつけた上で、太枠線内に必要項目を記入してください。



☐ 氏名の変更 ※氏名変更の事実を確認することができる戸籍抄本を必ず添付してください。

新 氏 名											旧 氏 名											
17 SEC 01 フリガナ	19	・										フリガナ	・									
17 漢	02 漢字	(氏)	(名)								(氏)	(名)										

共済 組合 使用 欄	別フリ 37
---------------------	-----------

☐ 転居または住居表示の変更 ※フリガナについても必ず記入してください。

新 住 所																							
17 03	19							フリガナ	26					33					48				
17 漢	04	郵便番号						住所	19	都・道 府・県				27	市・郡 区 (東京都)				43	町・村 区 (指定都市)			
17 03	上記住所 のつづき							フリガナ	63														
17 漢								04	町名 番地等	59													
電話番号								- -								←市外局番から記入してください。							

共済 組合 使用 欄	別居住 103
---------------------	------------

☐ 基礎年金番号の登録または変更

☐ 死亡

共済組合使用欄				

組合員であった方の死亡年月日					組合員であった方の組合員期間 (注)					組合員であった方の退職当時の所属機関名 (記入例：〇〇県教育委員会)							
元号	年	月	日		昭・平・令	年	月	日から									
					昭・平・令	年	月	日まで									
					報 告 者 氏 名 等												
					フリガナ	・										続柄	夫・妻・子 その他 ()
					漢字	(氏)	(名)										
報告者 住 所	〒 - 電話番号 -																

(注) 組合員期間が複数ある場合は最後の退職に係る組合員期間を記入してください。

R6.04

年金待機者異動報告書の提出について

公立学校共済組合の組合員であった方で、老齢厚生年金の支給開始年齢に到達していない方が、退職後に氏名・住所などが変更になったときに提出してください。

1 記入方法

〔共通記入項目〕欄に氏名、生年月日等を記入の上、「氏名の変更」、「転居または住居表示の変更」、「基礎年金番号の登録または変更」または「死亡」欄のいずれか該当する異動事由の□にレ印をつけた上で、必要事項を記入してください。

- ※ 年金待機者番号が分からない方は、当該欄は空欄で提出してください。
- ※ 基礎年金番号が分からない方は、お近くの年金事務所にお尋ねください。
- ※ 原則、住所は住民票上の住所を記載してください（住民票の添付は必要ありません。）。

2 添付書類

異動事由に応じて次に掲げる書類を添付してください。

異 動 事 由	添 付 書 類
氏名の変更	① 氏名変更の事実を確認することができる 戸籍抄本 ② 基礎年金番号が確認できる 基礎年金番号通知書 または 年金手帳 の写し
転居または住居表示の変更	基礎年金番号が確認できる 基礎年金番号通知書 または 年金手帳 の写し
基礎年金番号の登録または変更	基礎年金番号が確認できる 基礎年金番号通知書 または 年金手帳 の写し
死亡	死亡の事実が確認できる 戸籍抄本 または 住民票

【ご家族の方へ】

公立学校共済組合の組合員であった方で年金の請求をされていない方が亡くなられた場合大変お手数をお掛けしますが、「年金待機者番号」「組合員であった方の氏名」および「死亡」欄に必要事項を記入の上、当共済組合本部に提出してください。

なお、お亡くなりになったことに伴い遺族厚生年金を請求できる場合もありますのでご相談ください。

提出先および連絡先

〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台2-9-5

公立学校共済組合本部年金部

☎03-5259-1122

午前9時～午後5時30分

月曜日～金曜日

(祝日・年末年始を除きます。)

受付番号																			届書 コード	
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----------	--

令和 年 月 日提出

☐ 源泉徴収票
☐ 準確定申告用源泉徴収票

交付(再交付)申請書

年金証書の ①基礎年金番号・年金コード	基礎年金番号												年金コード			
②生年月日 (該当する元号を○で囲んでください。)	明治 昭和		大正 平成		年		月		日							
㊦受給権者氏名																
①受給権者住所	〒 —															
㊦電話番号	— —															
⑤再交付または 交付を申請 する年区分 (該当する元号を○で 囲んでください。)	平成・令和				年分				平成・令和				年分			
	平成・令和				年分				平成・令和				年分			
⑥再交付または 交付を申請 する理由	a. 確定申告または準確定申告のため b. 所得証明のため c. その他(具体的な使用目的をご記入ください。)															

これ以降は、受給権者の方がお亡くなりになっている場合にご記入ください。

⑦ご遺族の方の 氏名および 受給権者との 続柄	(フリガナ)															続柄
⑧ご遺族の方の 住所	〒 —															
⑨準確定申告用の源泉徴収票が 必要な場合はその年区分 (該当する元号を○で囲んでください。)	平成・令和 年分															

公立学校共済組合 年金証書記号番号	—
----------------------	---



☐ 年
☐ 改
☐ 振

金
 定
 込

証
 通
 通

知
 知

書
 書
 書

再 交 付 申 請 書

これ以降は、改定通知書の再交付を申請される方のみご記入ください。

実施機関等
受付年月日

【年金受給権者 受取機関変更届の提出にあたって】

◎ 受取機関の変更は、次の年金の支払日の前月の5日(5日が土、日、祝日の場合は直前の営業日)までに届くよう手続きをお願いします。
 ◎ 変更後の新しい受取機関への初めての支払いを確認するまでは、変更前の口座を解約しないでください。

◎ 口座名義については、受給権者ご本人の口座に限ります。

◎ 金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)の証明について

金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)の証明を受けてください。なお、次の書類の提出があれば、証明を受ける必要はありません。

預金通帳(貯金通帳)の写しその他の預金口座を明らかにすることのできる書類を添付される場合

※預金通帳(貯金通帳)、キャッシュカードまたは金融機関が発行する書類のコピー等

※インターネット専業銀行等の場合には、インターネットからプリントアウトしたもの等

○金融機関の場合： 金融機関名、支店名(支店コード)、口座番号、口座名義人フリガナ等の記載された部分を添付してください。

○ゆうちょ銀行(郵便局)の場合： 貯金通帳の記号番号、口座名義人フリガナ等の記載された部分を添付してください。

* 貯蓄口座への振込はできませんのでご注意ください。また、インターネット専業銀行は年金の受け取りができない銀行もありますのでご注意ください。

◎記入方法の詳細は、「記入例」の裏面もあわせてご覧ください。

【個人番号(マイナンバー)により届出する際の添付書類について】

届出者本人が窓口で届書を提出する場合は、マイナンバーカード(個人番号カード)を提示してください。

お持ちでない場合は、以下の①及び②を提示してください。(※)

- ①マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード(氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る)
- ②身元(実存)確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど

「公金受取口座」について(年金受取口座として公金受取口座を利用する場合)

○ 公金受取口座登録制度とは

- 公金受取口座登録制度とは、国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座とし、国(デジタル庁)に任意で登録していただく制度です。
- 公金口座の登録、登録状況の確認や登録口座の変更、登録の抹消を行う場合は、マイナンバー庁からお手続きください。詳しくは、デジタル庁ホームページの公金受取口座に関するページをご確認ください。

○ 年金受取口座として公金受取口座を利用する場合の注意点

- 公金受取口座の登録口座を変更しても、年金の受取口座は変更されません。
- 年金の受取口座を変更する場合には、公金受取口座の変更手続きとは別に「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。
- また、公金受取口座での年金受取をやめ、別の口座を年金受取口座として指定する場合も「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。

記入上の注意

1. ②の元号は、該当する文字を○で囲んでください。たとえば、昭和29年10月2日生まれの場合は、

「

明	・	大	・	昭	・	平	・	令	
				2	9	1	0	0	2

」のように記入してください。

2. ③、⑦および受給権者欄のフリガナは、カタカナではっきりと記入してください。
3. ④は、該当する理由の記号を○で囲んでください。「その他」の場合は、具体的に()内に記入してください。
4. 受給権者が自ら署名する場合には、押印は不要です。

この届書に添えなければならない書類

1. 年金証書(複数の年金受給権をお持ちの方は全ての年金証書)
 2. ㊤の証明が受けられないときは、戸籍抄本または住民票の写し
④欄に個人番号(マイナンバー)を記載することで省略できます。
 3. 個人番号(マイナンバー)を記入された場合は、個人番号の確認および届出される方の番号であることの確認が必要となるため、以下の(1)または(2)をご提出ください。
 - (1) 個人番号確認とご本人様確認の両方が証明できる書類
個人番号カード(マイナンバーカード)
 - (2) 個人番号確認とご本人様確認を別々の書類で証明する場合
 - i 個人番号確認のための書類
住民票(個人番号記載のもの)または通知カード
 - ii ご本人様確認のための書類(次のいずれか1種類)
運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード等
- 【窓口で提出される場合】
上記(1)の場合は個人番号カード(マイナンバーカード)、(2)の場合は i と ii、1種類ずつの原本をご提示ください。
- 【郵送で提出される場合】
上記(1)の場合は個人番号カード(マイナンバーカード)の両面のコピー、(2)の場合は i と ii、1種類ずつのコピーを同封の上、ご提出ください。
4. 遺族年金を受けている方については、④「変更の理由」欄に記入した氏名変更の理由を明らかにする書類(戸籍抄本等)

提出にあたっての留意事項

複数の年金受給権をお持ちの方は、この届出により、他の年金についても氏名を変更します。

＜添付書類の取扱いについて＞

- 添付書類は「コピー可」と記載されているもの以外は、原本を添付してください。
- 戸籍の抄本、住民票等(年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除きます。)の原本については、原本を提出した方から原本返却のお申出があった場合、コピーをとらせていただいた上で、お返しいたします。(第三者証明、診断書等、原本返却できない書類もあります。)

第四章

退職後の互助会事業

1 再任用職員の互助事業

退職後に暫定再任用職員（フルタイム）、暫定再任用短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員となられた方には、再任用職員への事業を実施しています。

「退職慰労金返還請求書」の提出により、互助会を一度退会することになるため、再任用職員になられた後の加入を御検討ください。

（1）加入について

加入を希望する方

ア 加入できる方

再任用職員。勤務形態（暫定再任用職員（フルタイム）、暫定再任用短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員）にかかわらず加入できます。

※年度途中の加入はできません。

イ 提出書類

新たな「一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会加入申込書（原票）」を、再任用後の所属を通じて速やかに提出してください。

週 20 時間未満の暫定再任用短時間勤務職員、週 20 時間未満の定年前再任用短時間勤務職員の方は、次の書類もあわせて提出してください。

様式は、互助会のホームページからダウンロードできます。

・「資格取得届出書」…必ず提出してください。

・「被扶養者（認定・取消）届出書」…被扶養者の認定を受ける場合のみ。

ウ 会費

月額 3,000 円（給与から控除されます。）

加入を希望しない方

所属の事務担当者に口頭で申し出て、給与システムの登録の変更を依頼してください。互助会未加入（上記イの提出がない。）で、月額 3,000 円が控除された場合は、「会費還付請求書」の提出が必要となります。

※初回の給与明細で確認をお願いします。

御注意ください！

給与システムの登録が変更されないと、加入を希望しない場合でも月額 3,000 円が控除されます。

(2) 事業内容

現職会員時とほぼ同様^{*}の給付を受けられます。

※脳ドック補助、長期会員慰労旅行助成、一般貸付・住宅貸付・看護休暇貸付及び、退職慰労金は対象外となります。

事業名	事業内容	給付額等
入院費補助金	会員又は会員の被扶養者が入院したとき給付 (事業年度内を通算し 180 日を超えない日数)	会員 500 円 / 日 被扶養者 300 円 / 日
出産見舞金	会員又は会員の被扶養者が出産したとき給付	10,000 円
妊婦健康診断補助金	会員又は会員の被扶養者が妊娠健康診査等を受けたとき給付	6,000 円
育児補助金	会員又は会員の被扶養者が出産した子を育てるとき給付	16,000 円
弔慰金	会員又は会員の被扶養者が死亡したとき給付	会員 50,000 円 被扶養者 25,000 円
災害見舞金	会員が水震火災、その他の非常災害によりその住居又は家財に損害を受けたとき給付 ただし、激甚災害により損害を受けたときは、り災証明書の内容に応じて給付	災害による損害の程度に応じて 100,000 ～ 300,000 円 り災の状況により 10,000 ～ 50,000 円
長期療養者見舞金	会員が基準日 (4/1・10/1) に療養による休職をしているとき給付	10,000 ～ 150,000 円
遺児給付金	年度末満年齢が 18 歳以下の被扶養者のいる会員が死亡したとき給付	(18-年齢 [*])× 50,000 円 + 200,000 円 ※会員死亡時の遺児の年齢
人間ドック補助金	会員又は会員の被扶養者が人間ドックを受診したとき給付 (年度内 1 回限り)	会員 15,000 円 被扶養者 5,000 円
予防接種補助金	会員がインフルエンザの予防接種を受診したとき給付 (年度内 1 回限り)	1,000 円を限度
福祉施設利用補助金	会員又は会員の被扶養者が互助会指定宿泊施設に宿泊したとき給付	1 泊 1,000 円以上の支払いにつき 1,000 円 / 泊 (連泊 2 日まで)
入学祝金	会員の被扶養者が小学校 (特別支援学校小学部を含む) に入学したとき給付	10,000 円
結婚祝金	会員が結婚したとき給付 (R5.4.1 以降会員期間内 1 回限り)	40,000 円
看護休暇給付金	会員が看護 (介護) 休暇を取得したとき給付 (看護を必要とする一の継続する状態ごとに、事業年度内を通算して 120 日を超えない日数)	看護 (介護) 休暇により勤務に従事しなかった日 7,000 円 / 日 ※共済組合等からの支給対象日は除く
観戦チケット助成	千葉県に本拠地を持つプロスポーツチームのホームゲーム観戦チケットについて、希望者を募って抽選し配付 (会員負担金あり)	
各種あっせん事業	会員証の提示等で、一般価格より割引いた価格で利用可能 ※観劇は、互助会 HP 等で紹介 ※その他の利用方法・金額等は、ダイアリー又は互助会 HP を参照	
共催事業 (正月用品のあっせん)	学生協と共催して、12 月に正月用品を安価であっせん	
教育日記帳配付 (ダイアリー)	会員 (1/1 現在) に教育日記帳を配付	
貸付事業	会員が臨時に資金を必要とするとき (非常災害・医療・教育等)	特別貸付 50,000 円 (2 口まで)

事業内容は、規則改正等により変更する場合があります。

第五章

税金の基礎知識

1 退職後に気をつけたい税金

(1) 所得税

在職中の所得税は、毎月の給料から源泉徴収され、年末調整によって年税額の過不足を清算されていました。

退職後は、原則として「確定申告」により自分で納税額の清算をしなければなりません。従って、年金収入の他に収入がある方や生命保険料、医療費控除等の控除を受ける場合は「確定申告」を行い、年税額を清算することになります。

(2) 住民税

住民税に関しても、在職中は、給与天引きされていました。これは、「特別徴収」といって、前年の所得に対する住民税を、当年の6月から翌年の5月までの12か月に均等に分けて、給与から徴収するという仕組みになっているのです。ですから、3月に退職する場合、4月と5月の住民税は、退職手当から一括徴収されます。

退職後は、「普通徴収」といって、自分で住民税を納付することになります。しかも、住民税は、あくまで前年の所得に対して課税されますので、「退職後で所得が急激に下がったにもかかわらず、高額 of 住民税が請求された!」と、慌てる方も少なくありません。

納税の資金計画は、しっかり立てておきましょう。

(3) その他

他に退職後、気をつけたい税金として以下のものがあります。

ア 相続税

相続税は、相続は遺贈（遺言によって財産を贈与すること）によって取得した「正味の遺産額」が、「基礎控除額」を超える場合にその超える額に対して課税されます。

つまり、「正味の遺産額」が「基礎控除額」の範囲であれば、相続税はかかりません。

イ 贈与税

個人から年間 110 万円を超える財産の贈与を受けたときは、贈与税がかかります。

会社など法人から財産を受けたときは、贈与税はかかりませんが、一時所得として所得税がかかります。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

2 確定申告と税の相談

(1) 所得税の確定申告

1年間の所得金額の合計額が、所得控除の合計額を超えるときや、給与所得者で年収が、2,000万円を超える場合などには確定申告をしなければなりません。(給与所得がある場合、勤務先で年末調整を行います)

また、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている人は、還付を受けるための申告書を提出することによって還付される場合があります。

ア 給与所得のある人で確定申告をしなければならない場合

- (ア) 給与の収入金額が2,000万円を超える場合
- (イ) 給与の支払いを1か所から受けている人で給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える場合
- (ウ) 給与の支払いを2か所以上から受けている場合で、主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える場合
- (エ) 災害減免法による源泉徴収の猶予や源泉徴収税額の還付を受けた場合

イ 給与所得のある人で確定申告をすると所得税が還付される場合

- (ア) 住宅ローン等を利用して住宅を新築又は購入して入居した場合
- (イ) 多額の医療費を支払った場合
- (ウ) 災害・盗難・横領により住宅や家財に損害を受けた場合
- (エ) 年の途中で退職し、再就職していない場合

ウ 申告と納税

所得税は、納税者が自ら税法に従って所得と税額を正しく計算し、納税するという申告納税制度を採用しています。

確定申告は、毎年2月16日から3月15日までに自分の住所地を所轄する税務署に提出することになっています。

なお、所得税の還付を受けるための確定申告は、2月15日以前でも提出することができます。

保険料控除などの控除を受けるための証明書等は申告時まで保管する必要があります。

(2) 税金相談

税金の相談は最寄りの税務署又はタックスアンサーへ。

◎税務署

税務署名	電話番号	管 轄 地 域
市 川	047 (335) 4101	市川市 浦安市
柏	04 (7146) 2321	野田市 柏市 我孫子市
木更津	0438 (23) 6161	木更津市 君津市 富津市 袖ヶ浦市
佐 原	0478 (54) 1331	香取市 香取郡
館 山	0470 (22) 0101	館山市 鴨川市 南房総市 安房郡
千 葉 西	043 (274) 2111	花見川区の一部 稲毛区の一部 美浜区の一部 習志野市 八千代市
千 葉 東	043 (225) 6811	中央区の一部 花見川区の一部 稲毛区の一部 若葉区 美浜区の一部
千 葉 南	043 (261) 5571	中央区の一部 緑区 市原市
銚 子	0479 (22) 1571	銚子市 旭市 匝瑳市
東 金	0475 (52) 3121	東金市 山武市 山武郡 大網白里市
成 田	0476 (28) 5151	成田市 佐倉市 四街道市 八街市 印西市 白井市 富里市 印旛郡
船 橋	047 (422) 6511	船橋市
松 戸	047 (363) 1171	松戸市 流山市 鎌ヶ谷市
茂 原	0475 (22) 2166	茂原市 勝浦市 いすみ市 長生郡 夷隅郡

◎タックスアンサー

タックスアンサーとは、国税庁のホームページにあるインターネット上の税務相談室です。よくある質問に対する回答を税金の種類ごとに調べることができます。また、キーワードによる検索もできます。

第六章

退職後の厚生事業

1 退職後の厚生事業一覧（事業内容は、令和6年12月現在のものであり、変更されることがあります。）

項 目		内 容	任意継続 組合員	左記以外
「公立共済やすらぎの宿」 宿泊補助（P86～P87）		「公立共済やすらぎの宿宿泊補助券」を使用することで、公立学校共済組合宿泊施設を利用の際、1人1泊につき6,000円（税抜き）以上の利用で3,000円を補助 年間12枚まで（被扶養者分を含む）	○ 本人及び 被扶養者	×
宿泊施設 特別利用 者証	発行（P88～P89）	退職者本人に発行	○ 本人	○ 本人
	公立共済やすらぎの宿 （P87）	提示することで、「公立共済やすらぎの宿」に組合員料金で宿泊できる	○ 本人及び 家族	○ 本人及び 家族
	相互利用	提示することで、次の共済組合等の直営施設に当該組合の組合員料金で宿泊できる ・国家公務員共済組合連合会 ・防衛省共済組合 ・文部科学省共済組合 ・警察共済組合 ・日本私立学校振興・共済事業団 ・地方職員共済組合 ・東京都職員共済組合 ・全国市町村職員共済組合連合会 ・指定都市職員共済組合 ・市町村職員共済組合 ・都市職員共済組合	○ 本人のみ	○ 本人のみ
指定遊園・施設利用補助 （P90）		「指定遊園・施設利用補助券」を使用することで、県内博物館やレジャー施設などが割引価格で利用できる 年間1人2枚まで	○ 本人及び 被扶養者	×

2 「公立共済やすらぎの宿」の利用補助（任意継続組合員のみ）

任意継続組合員及びその被扶養者が公立共済やすらぎの宿に宿泊する際、「公立共済やすらぎの宿宿泊補助券」（以下「補助券」）を使用することで、1人1泊につき6,000円（税抜）以上の利用で3,000円を補助します。

(1) 期間

資格取得日から2年間（ただし、補助券取得日から任意継続組合加入期間に限る）

(2) 利用枚数

本人及び被扶養者分合わせて年間12枚を限度とします。

(3) 利用方法

各施設へ直接申し込んでください。その際、任意継続組合員又はその被扶養者である旨を申し出てください。

利用当日は、各施設のフロントで任意継続組合員証（被扶養者証）を提示し、「補助券」に所定事項を記入の上提出してください。

「補助券」の請求方法等は、後日、対象者へご案内いたします。

〈 公 立 共 済 や す ら ぎ の 宿 〉

	所在県名	施設名	郵便番号	所 在 地	電 話
北海道	北海道	ホテルライフオーツ札幌	064-0810	札幌市中央区南10条西1	011-521-5211
東北	岩 手	サ ン セ ー ル 盛 岡	020-0883	盛岡市志家町1-10	019-651-3322
	宮 城	ホ テ ル 白 萩	980-0012	仙台市青葉区錦町2-2-19	022-265-3411
	福 島	あ づ ま 荘	960-0201	福島市飯坂町字中ノ内1-1	024-542-3381
関東	茨 城	ホテルレイクビュー水戸	310-0015	水戸市宮町1-6-1	029-224-2727
	埼 玉	ホテルブリランテ武蔵野	330-0081	さいたま市中央区新都心2-2	048-601-5555
	千 葉	ホテルポートプラザちば	260-0026	千葉市中央区千葉港8-5	043-247-7211
信越	長 野	ホ テ ル 信 濃 路	380-0936	長野市中御所岡田町131-4	026-226-5212
		み や ま 荘	390-0303	松本市浅間温泉3-28-6	0263-46-1547
北陸	富 山	パレブラン高志会館	930-0018	富山市千歳町1-3-1	076-441-2255
		立 山 高 原 ホ テ ル	930-1413	中部山岳国立公園立山天狗平	076-463-1014
東海	岐 阜	ホテルグランヴェール岐山	500-8875	岐阜市柳ヶ瀬通6-14	058-263-7111
	愛 知	ホ テ ル ル ブ ラ 王 山	464-0841	名古屋市中千種区覚王山通8-18	052-762-3151
	三 重	プ ラ ザ 洞 津	514-0042	津市新町1-6-28	059-227-3291
近畿	京 都	花 の い え	616-8382	京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町9	075-861-1545
	大 阪	ホテルアウィーナ大阪	543-0031	大阪市天王寺区石ヶ辻町19-12	06-6772-1441
	兵 庫	ホテル北野プラザ六甲荘	650-0002	神戸市中央区北野町1-1-14	078-241-2451
	奈 良	ホテルリガーレ春日野	630-8113	奈良市法蓮町757-2	0742-22-6021
	和歌山	ホテルアバローム紀の国	640-8262	和歌山市湊通丁北2-1-2	073-436-1200
中国	鳥 取	白 兎 会 館	680-0833	鳥取市末広温泉町556	0857-23-1021
	島 根	サンラポーむらくも	690-0887	松江市殿町369	0852-21-2670
	岡 山	ピュアリティまきび	700-0907	岡山市北区下石井2-6-41	086-232-0511
	山 口	セ ン ト コ ア 山 口	753-0056	山口市湯田温泉3-2-7	083-922-0811
四国	愛 媛	に ぎ た つ 会 館	790-0858	松山市道後姫塚118-2	089-941-3939
	高 知	高 知 会 館	780-0870	高知市本町5-6-42	088-823-7123
九州	福 岡	福岡リーセントホテル	812-0053	福岡市東区箱崎2-52-1	092-641-7741
		小倉リーセントホテル	803-0811	北九州市小倉北区大門1-1-17	093-581-5673
	佐 賀	グ ラ ン デ は が く れ	840-0815	佐賀市天神2-1-36	0952-25-2212
	長 崎	ホテルセントヒル長崎	850-0052	長崎市筑後町4-10	095-822-2251
	熊 本	水前寺共済会館グレースィア	862-0950	熊本市中央区水前寺1-33-18	096-383-1281
	大 分	豊 泉 荘	874-0902	別府市青山町5-73	0977-23-4281
	鹿児島	ホテルウェルビューかごしま	890-0062	鹿児島市与次郎2-4-25	099-206-3838

上記施設は、耐震工事等により一時休館する場合があります。対象施設・休館期間については、「公立共済やすらぎの宿」ホームページ等で随時御案内する予定です。

3 宿泊施設特別利用者証

宿泊施設特別利用者証の発行

退職者とその御家族に共済組合の宿泊施設「公立共済やすらぎの宿」を割引料金で利用していただけるよう「宿泊施設特別利用者証」を発行しております。(任意継続組合員の資格がない方もお申込みいただけます。)

(1) 交付対象者

退職者本人

(2) 有効期限

交付を受けた本人が死亡または年金受給権(遺族給付を含む)が消滅した日のいずれか遅い日まで有効

(3) 交付手続

定年退職者については、退職する3～4ヶ月前に公立学校共済組合千葉支部から送付する退職関係書類一式に宿泊施設特別利用者証を同封します。それ以外で「宿泊施設特別利用者証」の交付を希望される場合は、P89「宿泊施設特別利用者証交付申請書」に必要事項を記入し、110円切手を貼付した返信用封筒(長3)を添えて当支部厚生班へ提出してください。

※「宿泊施設特別利用者証交付申請書」は、当支部ホームページよりダウンロードすることもできます。

トップページ→厚生サービスを利用する→退職された方が共済組合の宿泊施設を利用したいとき→宿泊施設特別利用者証
→交付申請書様式(PDF)

宿泊施設特別利用者証



(4) 利用方法

ア 利用者は、「公立共済やすらぎの宿」へ直接、宿泊の予約をしてください。

イ 利用当日、施設到着時に、「宿泊施設特別利用者証」をフロントへ提示してください(宿泊施設特別利用者証の提示のない場合は一般料金になります)。

宿泊施設特別利用者証交付申請書

交付 No. —

年金証書番号 又は待機者番号	
住 所	〒 — (電話番号 — —)
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日

上記のとおり宿泊施設特別利用者証の交付を申請します。

令和 年 月 日

公立学校共済組合千葉支部長 様

申請者氏名

注) 110円切手を貼付した返信用封筒(長3)を同封してください。

4 指定遊園・施設利用補助（任意継続組合員のみ）

任意継続組合員及びその被扶養者が指定遊園・施設を利用した場合、割引価格又は無料で利用できます。

(1) 指定遊園・施設利用補助券（以下「補助券」）の対象施設

ア 期間

資格取得日から2年間（ただし、補助券取得日から任意継続組合員加入期間に限る）

イ 利用可能施設

補助券に記載のとおり。

ウ 利用枚数

本人及び被扶養者とも年間1人2枚を限度とします。

エ 利用方法

利用の際は、補助券に必要事項を記入し、料金を添えて遊園・施設窓口に提出してください。補助券の請求方法等は、後日、対象者へご案内いたします。

(2) 東京ディズニーリゾート®・コーポレートプログラム利用券（以下「利用券」）の対象施設 ※年度により実施できない場合があります。ご了承ください。

ア 期間

資格取得日から2年間（ただし、利用券取得日から任意継続組合員加入期間に限る）

イ 利用可能施設

東京ディズニーランド®及び東京ディズニーシー®

ウ 利用制限

組合員一人につき2枚

エ 利用方法

オンライン等でのパークチケット購入時に、パークチケット1枚につき利用券1枚を使用できます。

オ 割引額

利用券1枚につき1,500円

※注意事項

補助券・利用券は再交付できません。また、譲渡・転売等は一切できませんので、御注意下さい。

参 考

～暮らしの情報～

- 1 シルバー人材センター
- 2 千葉県ジョブサポートセンター
- 3 地域職業相談室・ふるさとハローワーク
- 4 生涯大学校
- 5 生涯学習情報
- 6 NPO 活動
- 7 ボランティア活動
- 8 公立学校共済組合友の会

1 シルバー人材センター

シルバー人材センターは、地域社会での日常生活に密着した仕事であって、臨時的就業かつ短期的な性格のものを、家庭、民間企業、官公庁等から引き受け、これを会員の希望や能力に応じて、会員に提供します。

会員は、提供された仕事の内容と就業の結果に応じてシルバー人材センターから配分金を受けとりますが、一定の就業日数や収入が保証される仕組みにはなっていません。

会員の条件としては、

- 原則 60 歳以上の健康で働く意欲のある人
 - シルバー人材センターの趣旨に賛同した人
- などがあります。

〈問い合わせ先〉

(公社) 千葉県シルバー人材センター連合会

〒260-0013 千葉市中央区中央 3-9-16 (大樹生命千葉中央ビル 4 階)

TEL.043-227-5112 FAX.043-227-5197

ホームページアドレス <https://sjc-chibaren.jp/>

2 千葉県ジョブサポートセンター

千葉県ジョブサポートセンターとは、再就職に向けたさまざまな支援をワンストップで行う「再就職に向けた総合支援施設」です。

求職者の方に求職活動に伴う生活相談から職業紹介までを行うだけでなく、転職・再就職に伴う悩みや問題を抱えている従業員の方や、中途採用に関して不安をお持ちの雇用主の方からの相談も受け付けています。

また、中高年や子育て中の女性向け、雇用主や従業員向けの各種セミナーも開催しています。

〈問い合わせ先〉

千葉県ジョブサポートセンター

所在地 / 〒260-0028 千葉市中央区新町 3-13 日本生命千葉駅前ビル 3 階

電話番号 / 043-245-9420

利用時間 / 第 2、第 4 土曜日・日・祝日及び年末年始を除く

月～金曜日 午前 9 時～午後 5 時

第 1、第 3、第 5 土曜日 午前 10 時～午後 5 時

ホームページアドレス <https://www.chiba-job.com>

3 地域職業相談室・ふるさとハローワーク

地域住民を対象として、情報提供及び職業相談・紹介を行っています。

相談室名	郵便番号	所在地	電話番号
東 金 市	283-0068	東金市東岩崎1-3 東金市役所別棟1F	0475-52-1104
流 山 市	270-0111	流山市江戸川台東1-4	04-7156-7888
旭 市	289-2504	旭市ニの2787-1 あさひ市民センター1F	0479-62-5359
佐 倉 市	285-0005	佐倉市宮前3-4-1 ミレニアムセンター佐倉3F	043-483-3180
浦 安 市 ふ る さ と ハローワーク	279-0012	浦安市入船1-4-1 ショッパーズプラザ新浦安4F	047-381-8609
八 千 代 市	276-8501	八千代市大和田新田312-5 八千代市役所1F	047-483-1151
我 孫 子 市	270-1151	我孫子市本町2-4-2 サン・ビーンズビル6F	04-7165-2786
千 葉 市 ふ る さ と ハローワーク い な げ	263-0024	千葉市稲毛区穴川4-12-1 稲毛区役所2F	043-284-0800
千 葉 市 ふ る さ と ハローワーク み ど り	266-0031	千葉市緑区おゆみ野3-15-3 緑区役所3F	043-300-1611
鴨 川 市 ふ る さ と ハローワーク	296-8601	鴨川市横渚1450 鴨川市役所1F	04-7093-7873
ふ る さ と ハローワーク な ら し の	275-0016	習志野市津田沼5-12-12 サンロード津田沼ビル4F	047-408-0055

4 生涯大学校

高齢者が、社会環境の変化に順応できる能力を再開発し、社会活動への参加を通して生きがいに満ちた、充実した生活が送れるよう、さらには、地域における高齢者福祉の向上を図るため、県では千葉県生涯大学を設置しています。

学園名	電話番号	所在地	電話番号
京葉学園	262-0801	千葉市中央区仁戸名町 666-2	043-266-4705
東葛飾学園			
江戸川台校舎	270-0103	流山市美原 1-158-2	04-7152-1181
(浅間台教室)	271-0094	松戸市上矢切 299-1 松戸市総合福祉会館内	047-368-1796
(園芸コース教室)	271-0095	松戸市中矢切 492	047-365-1793
東総学園	288-0813	銚子市台町 2203	0479-25-2035
(園芸科教室)	289-0226	神崎町神崎神宿 54	0478-72-4090
外房学園	297-0005	茂原市本小轡 319-1	0475-25-8228
(園芸科教室)	299-5226	勝浦市串浜 1836-1	0470-73-8271
南房学園	294-0045	館山市北条 838	0470-24-0789
(園芸科教室)	292-0834	木更津市潮見 2-13-1	0438-23-5188
(陶芸科教室)	294-0054	館山市湊 403-2	0470-23-8575

〈問い合わせ先〉

千葉県生涯大学校事務局

〒260-0801 千葉市中央区仁戸名町 666-2 TEL.043-266-4705

5 生涯学習情報

さわやかちば県民プラザでは、生涯学習に関する学習機会、施設、団体、指導者など様々な情報の提供を行っています。

さわやかちば県民プラザ TEL.04-7140-8611

相談時間 午前 9 時～午後 6 時（1 階情報提供エリア）
（休所日を除く）

6 NPO 活動

NPO 活動に参加しませんか？

登下校時の防犯パトロールや近くの公園の清掃など身近な地域課題から、環境や人権のような国際的な問題まで、社会の様々な課題の解決を使命とした市民活動団体、NPO が数多く設立されています。

在職中に培ったさまざまな知識や経験を生かして、また、生きがいとして、市民活動団体、NPO にスタッフやボランティアとして参加したり、自分たちでNPO を立ち上げたりして、活動することを退職後のライフワークの一つとするのも良いでしょう。

千葉県庁本庁舎 2 階に設置している「千葉県県民活動情報オフィス」では、いろいろなNPO 活動を広く知ってもらうため、機関紙・会報・イベントのチラシを置く棚やポスターなどを掲示するスペースも設けています。

千葉県県民生活課 県民活動情報オフィス

TEL.043-223-4145

利用時間 午前 9 時～午後 5 時（土日・祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く）
（各市町村の市民活動支援センターにもお問い合わせください。）

「千葉県NPO ボランティア情報ネット」では、NPO 法人の基本情報をはじめ、県内のNPO の活動情報や、県や市町村の関連施策など、NPO に関する情報を掲載しています。また、ご覧になる方やそれぞれがNPO に関する募集やお知らせなどの情報を交換し合えるよう、掲示板機能も設置しています。

検索：千葉県NPO・ボランティア情報ネット

7 ボランティア活動

ボランティア活動をしたいという人のために、その機会や手がかりを得るための情報や相談窓口を紹介します。

(1) 千葉県ボランティア・市民活動センター

地域に根ざしたボランティア活動を促進するために、ボランティアコーディネーターの育成やボランティア情報の提供など、様々な相談・支援活動を行っています。
(TEL.043-204-6010)

(2) 千葉県体験活動ボランティア活動支援センター

さわやかちば県民プラザ（千葉県体験活動ボランティア活動支援センター）では、生涯学習ボランティアに関する情報提供、相談、登録、紹介、派遣、ボランティア団体の交流事業や研修等を行っています。
(TEL.04-7135-2200)

8 公立学校共済組合友の会

公立学校共済組合友の会は、公立学校共済組合の年金受給者及び年金待機者になられた方々に、年金・その他共済制度に関する情報を提供するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的として設立されました。

主な事業としては、会報誌「友の会だより」の発行を通して年金・福利厚生制度等の情報提供、各種団体保険の募集、会員の趣味や会員が社会活動等をとおして得た感動等の紹介、会員による自費出版図書の紹介等を行っています。

また、著名人を招いた「講演会」、「歴史教室」や「ウォーキング教室」などの文化事業を行い、会員の交流・親睦を図っています。

この会の運営は、広告料収入等でまかない、入会金及び会費は無料となっています。

一般財団法人 公立学校共済組合友の会事務局

フリーダイヤル



0120-122-169

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）

10時～12時、13時～16時

03-6272-3755

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）

9時～12時、13時～17時

〈 県内市役所・町村役場一覧 〉

地 名	所 在 地	電 話
千葉市(ちばし)	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1	043-245-5111
中央区(ちゅうおうく)	〒260-8733 千葉市中央区中央4-5-1	043-221-2111
花見川区(はなみがわく)	〒262-8733 千葉市花見川区瑞穂1-1	043-275-6111
稲毛区(いなげく)	〒263-8733 千葉市稲毛区穴川4-12-1	043-284-6111
若葉区(わかばく)	〒264-8733 千葉市若葉区桜木北2-1-1	043-233-8111
緑区(みどりく)	〒266-8733 千葉市緑区おゆみ野3-15-3	043-292-8111
美浜区(みはまく)	〒261-8733 千葉市美浜区真砂5-15-1	043-270-3111
銚子市(ちょうしし)	〒288-8601 銚子市若宮町1-1	0479-24-8181
市川市(いちかわし)	〒272-8501 市川市南八幡1-1-1	047-334-1111
船橋市(ふなばしし)	〒273-8501 船橋市湊町2-10-25	047-436-2111
館山市(たてやまし)	〒294-8601 館山市北条1145-1	0470-22-3111
木更津市(きさらづし)	〒292-8501 木更津市富士見1-2-1	0438-23-7111
松戸市(まつどし)	〒271-8588 松戸市根本387-5	047-366-1111
野田市(のだし)	〒278-8550 野田市鶴奉7-1	04-7125-1111
茂原市(もばらし)	〒297-8511 茂原市道表1	0475-23-2111
成田市(なりたし)	〒286-8585 成田市花崎町760	0476-22-1111
佐倉市(さくらし)	〒285-8501 佐倉市海隣寺町97	043-484-1111
東金市(とうがねし)	〒283-8511 東金市東岩崎1-1	0475-50-1111
旭市(あさひし)	〒289-2595 旭市二2132	0479-62-1212
習志野市(ならしのし)	〒275-8601 習志野市鷺沼2-1-1	047-451-1151
柏市(かしわし)	〒277-8505 柏市柏5-10-1	04-7167-1111
勝浦市(かつうらし)	〒299-5292 勝浦市新官1343-1	0470-73-1211
市原市(いちはらし)	〒290-8501 市原市国分寺台中央1-1-1	0436-22-1111
流山市(ながれやまし)	〒270-0192 流山市平和台1-1-1	04-7158-1111
八千代市(やちよし)	〒276-8501 八千代市大和田新田312-5	047-483-1151
我孫子市(あびこし)	〒270-1192 我孫子市我孫子1858	04-7185-1111
鴨川市(かもがわし)	〒296-8601 鴨川市横渚1450	04-7092-1111
鎌ヶ谷市(かまがやし)	〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1	047-445-1141
君津市(きみつし)	〒299-1192 君津市久保2-13-1	0439-56-1581
富津市(ふつつし)	〒293-8506 富津市下飯野2443	0439-80-1222
浦安市(うらやすし)	〒279-8501 浦安市猫実1-1-1	047-351-1111

地 名	所 在 地	電 話
四街道市(よつかいどうし)	〒284-8555 四街道市鹿渡無番地	043-421-2111
袖ヶ浦市(そでがうらし)	〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1-1	0438-62-2111
八街市(やちまたし)	〒289-1192 八街市八街ほ35-29	043-443-1111
印西市(いんざいし)	〒270-1396 印西市大森2364-2	0476-42-5111
白井市(しろいし)	〒270-1492 白井市復1123	047-492-1111
富里市(とみさとし)	〒286-0292 富里市七栄652-1	0476-93-1111
南房総市(みなみぼうそうし)	〒299-2492 南房総市富浦町青木28	0470-33-1021
匝瑳市(そうさし)	〒289-2198 匝瑳市八日市場ハ793-2	0479-73-0084
香取市(かとりし)	〒287-8501 香取市佐原口2127	0478-54-1111
山武市(さんむし)	〒289-1392 山武市殿台296	0475-80-1112
いすみ市(いすみし)	〒298-8501 いすみ市大原7400-1	0470-62-1111
大網白里市(おおあみしらさとし)	〒299-3292 大網白里市大網115-2	0475-70-0300
酒々井町(しすいまち)	〒285-8510 印旛郡酒々井町中央台4-11	043-496-1171
栄町(さかえまち)	〒270-1592 印旛郡栄町安食台1-2	0476-95-1111
神崎町(こうざきまち)	〒289-0292 香取郡神崎町神崎本宿163	0478-72-2111
多古町(たこまち)	〒289-2292 香取郡多古町多古584	0479-76-2611
東庄町(とうのしょうまち)	〒289-0692 香取郡東庄町笹川い4713-131	0478-86-1111
九十九里町(くじゅうくりまち)	〒283-0195 山武郡九十九里町片貝4099	0475-70-3100
芝山町(しばやままち)	〒289-1692 山武郡芝山町小池992	0479-77-3901
横芝光町(よこしばひかりまち)	〒289-1793 山武郡横芝光町宮川11902	0479-84-1211
一宮町(いちのみやまち)	〒299-4396 長生郡一宮町一宮2457	0475-42-2111
睦沢町(むつざわまち)	〒299-4492 長生郡睦沢町下之郷1650-1	0475-44-1111
長生村(ちょうせいむら)	〒299-4394 長生郡長生村本郷1-77	0475-32-2111
白子町(しらこまち)	〒299-4292 長生郡白子町関5074-2	0475-33-2111
長柄町(ながらまち)	〒297-0298 長生郡長柄町桜谷712	0475-35-2111
長南町(ちょうなんまち)	〒297-0192 長生郡長南町長南2110	0475-46-2111
大多喜町(おおたきまち)	〒298-0292 夷隅郡大多喜町大多喜93	0470-82-2111
御宿町(おんじゅくまち)	〒299-5192 夷隅郡御宿町須賀1522	0470-68-2511
鋸南町(きょなんまち)	〒299-2192 安房郡鋸南町下佐久間3458	0470-55-2111

MEMO

千葉県教育庁企画管理部福利課

(公立学校共済組合千葉支部)

〒 260-8619 千葉市中央区市場町 1 番 1 号

<https://www.kouritu.or.jp/chiba/>

経理・貸付班 043(223) 4114, 4122

給付・年金班 043(223) 4116, 4118

厚生班(住宅含む) 043(223) 4121, 4123

福利班 043(223) 4115

FAX 043(227) 5409

(一財)千葉県公立学校教職員互助会

〒 260-8629 千葉市中央区市場町 1 番 1 号

(千葉県庁南庁舎)

TEL 043(223) 4119

FAX 043(224) 6763

<https://www.chibagojo.or.jp/>

※本冊子記載の事業は、令和6年12月時点のものであり、今後変更される場合があります。

公立学校共済組合本部

〒 101-0062 東京都千代田区神田駿河台 2-9-5

TEL 03(5259)0011

<https://www.kouritu.or.jp/>

千葉県教育委員会
公立学校共済組合千葉支部

表紙 佐倉ふるさと広場

※再生紙を使用しています。